

平成28年第1回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	平成28年3月15日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	3月15日午前9時0分宣告（第4日）	
出 席 議 員	1 番 山 本 隆 史 3 番 井 戸 太 郎 5 番 稲 月 敏 子 7 番 山 口 昌 亮 9 番 高 幣 幸 生 1 1 番 下 中 一 郎	2 番 城 内 敏 之 4 番 森 田 勝 6 番 植 田 い ず み 8 番 山 田 仁 樹 1 0 番 窪 和 子 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 会 計 管 理 者 理 事（政策推進課長） 理 事（総務防災課長） 理 事（都市建設課長） 理 事（教育委員会総務課長） 理 事（上下水道課長） 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 観 光 産 業 課 長 政 策 推 進 課 参 事 総 務 防 災 課 参 事 都 市 建 設 課 参 事 教 育 委 員 会 総 務 課 参 事 住 民 生 活 課 主 幹 健 康 保 険 課 主 幹 福 祉 課 主 幹 都 市 建 設 課 主 幹 都 市 建 設 課 主 幹 中 央 公 民 館 館 長	岩 崎 万 勉 中 島 伊 三 郎 岡 弘 明 瓜 生 浩 章 大 浦 孝 夫 経 堂 裕 士 植 田 充 彦 西 本 勉 島 野 千 洋 西 脇 洋 貴 上 田 武 司 辰 巳 育 弘 寺 口 嘉 彦 巳 波 規 秀 橋 本 雅 至 岡 田 守 男 松 村 嘉 容 中 村 九 啓 南 佳 子 今 田 良 弘 大 辻 孝 司 浦 井 久 嘉 川 端 康 嗣

本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会議務局長 主 幹 主 任 上 田 昌 弘 田 中 裕 美 竹 村 恵
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成 2 8 年 第 1 回 (3 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 4 号)

平成 2 8 年 3 月 1 5 日 (火)
午 前 9 時 開 議

日程第 1 一 般 質 問

一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨
7	2番	城内 敏之	1 認知症
8	3番	井戸 太郎	1 幼保、各小学校、中学校の連携したサテライト授業導入を 2 野菊の里について。動物火葬の営業時間はどうなっているか
9	6番	植田いずみ	1 幼児期における眼科検診の導入を 2 こども園の充実について 3 高齢者の足の確保について
10	1番	山本 隆史	1 第5次総合計画の進捗状況と今後の展開について
11	8番	山田 仁樹	1 旧平群西小学校跡地の利活用について 2 (仮称)文化センター建設とまちづくりについて

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

皆さん、おはようございます。連日御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成28年平群町議会第1回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は11名の議員から提出されており、昨日に6名の議員による一般質問が終わっております。本日は5名の議員の質問を順次許可いたします。

発言番号7番、議席番号2番、城内君の質問を許可いたします。城内君。

○2 番

改めまして、おはようございます。認知症について、私なりに気になっていることを質問させていただきます。先日、予算委員会で窪議員が相当詳しいことをおっしゃってたんで、ちょっと恥ずかしい感じもしますが、私のなりにいろいろ進めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

認知症に係る新オレンジプランへの対応についてという題にしております。ちょっと政府の文章を読み上げます。

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）～認知症高齢者等にやさしい地域づくり。昨年11月に行われた認知症サミット日本の後継イベントにおいて内閣総理大臣からの指示で施策されました。冒頭に次のように書かれています。高齢者の4人の1人が認知症の人、またはその予備軍。高齢化の進展に伴い、認知症の人はさらに増加、2012年（平成24年）、2012年はおかしいな、これ。すみません。22年かな。平成24年、462万人、7人に1人、2025年（平成37年）には約700万人になると、5人に1人になるということです。認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともに、よりよく生きていくことができるような環境整備が必要と掲げております。また、新オレンジプランとして基本的な考え方に、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すとあります。

新オレンジプランの七つの柱として、1、認知症への理解を深めるための普

及・啓発の推進、2、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供、3、若年性認知症の施策の強化、4、認知症の人の介護者への支援、5、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進、6、認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデルなどの研究開発及びその成果の普及の推進、7、認知症の人やその家族の視点の重視ということが書かれておりました。

それで、我が平群町における施策についてお聞きしたいと思います。前述の七つの柱の考えに沿って質問いたします。

認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進についてはどんなことをされていますか。いまだに恥ずかしいと思っている人が多く、一つの病気と考えられない人が多い現状で、なかなか見つけにくいと思いますが。

それから、認定制度の疑問点についてですが、認定はどのようになっていますか。

3番目、若年性認知症について、介護保険の第2号被保険者の受給状況が急増していると聞きます。これらの中には若年性認知症の人も多いと思います。それについて何かはっきりとした考えをお持ちでしょうか。進められておりますか。

これからの世間の需要が高まる人材についてお聞きしたいと思います。認知症サポーターの養成について、いつごろからどんなことをやっているのか。また、どのような業界の人が受けているのかを教えてください。

認知症の早期診断のための体制づくりはどうなっていますか。

認知症の人の居場所づくり、ところによってはオレンジカフェなどという居場所づくりを進めている地域もありますが、平群町としてのお考えがあれば聞かせください。

簡単ですが、以上、よろしく申し上げます。

○議長

福祉課今田主幹。

○福祉課主幹（今田良弘）

それでは、平群町の認知症施策についてお答えをいたします。

認知症への理解を深めるための普及・啓発推進につきましては、認知症について正しく理解し、認知症の人の家族への応援者である認知症サポーターが町内に広がるよう、養成講座を継続して実施していきます。また、誰でも簡単に町ホームページからインターネットで認知症チェックができるようにしています。また、福祉課、地域包括支援センターなどの窓口で認知症チェックシートを備え、御自分で認知症チェックできるようにします。さまざまな機会を捉え

て配付もしていきたいと考えております。28年度には認知症を正しく理解していただくためのリーフレットを作成し、全戸配布いたします。

認知症の人の介護者への支援につきましては、介護者の精神的負担を軽減する観点からの支援や、介護者の生活と介護の両立を支援する取り組みを行っているところでございます。認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進につきましては、認知症サポーターをふやし、認知症について知識と理解を持って、地域全体で見守りができる社会を目指してまいります。また、認知症の人にやさしいお店など、商店に認知症対応の働きかけや徘徊ネットワークの構築に取り組んでまいります。

また、認知症の認定ということですが、認知症の認定につきましては、初期集中支援チームも立ち上がっておりますので、できるだけ早い段階でその方が認知症であるのかどうか、医療への啓発であったりということを進めてまいります。

認知症サポーター養成講座につきましては、認知症サポーターの養成講座を平成26年7月から開始し、ことし3月1日現在で382人受講されており、28年度も継続して実施してまいります。また、小中学校向けの講座も実施に向け調整しているところです。なお、これまで受講された団体は長寿会、民生児童委員、銀行、薬局、介護者家族の会、小地域ネットワーク、公募による一般住民です。

認知症の早期診断のための体制づくりにつきましては、地域包括支援センターに寄せられる平成27年度の相談件数は3,000件を超えています。そのうち2割程度は物忘れなどの相談が含まれています。これらの相談につきましては、認知症は早期発見、早期対応をとることで症状が穏やかになることから、平成27年12月から必要に応じて認知症初期集中支援チーム員が訪問できる体制をとっています。また、ことしの5月から毎月第3木曜日に地域包括支援センターにおいて、ハートランドしぎさんの専門職による認知症相談日を設けていく計画です。

認知症の方の居場所づくりにつきましては、認知症の方やその家族が地域の人や専門職と情報を共有し、お互いを理解し合う場づくりとしての認知症カフェなどの設置を推進するため、まずは地域包括支援センターで開設していきたいと考えています。

若年性認知症の体制につきましては、若年性認知症とは65歳以下の現役世代で発症する認知症のことをいいます。現在のところ、福祉課や包括支援センターに相談がない状況です。このことを踏まえ、若年性認知症に対する知識の普及や相談ができる窓口を明確にしてパンフレットなどで案内してまいります。

また、居場所をつくることで本人や家族の支援などもしていきたいと考えています。

認知症施策関連予算は人件費が大半でございますが、事業実施につきましては、これまで申し上げた案件を全力で取り組んでいきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長

城内君。

○2 番

先日の予算委員会で見せてもらったんですが、この資料ですね。これ、内容を読みますと、先ほど読み上げた政府のオレンジプラン、七つの柱いうのから考えるとすばらしい内容だと思うんですね。これをぜひ、こういう質素なものじゃなしに、もっと色刷りでですね、若い人たち、飛びついて読んでくれるようなもので発行されるような予定はありますか。

○議 長

福祉課今田主幹。

○福祉課主幹（今田良弘）

認知症対策につきましては、今申し上げたとおりでございますが、28年度には、今、議員おっしゃいましたような認知症に対する平群町の取り組みで、認知症はどういったものかと住民様によくわかるように啓発していきたいと思っております。

○議 長

城内君。

○2 番

認知症の初期集中支援チーム、これが認知症の認定にもかかわるということですが、今、何組ぐらいあるんですか。1チームだけですか。

○議 長

福祉課今田主幹。

○福祉課主幹（今田良弘）

認知症初期集中支援チームは7名で構成されております。訪問、行くのは、2名体制で訪問に行きます。そこです、訪問した中でいろんな、本人さんの状態であったり、家族さんの聞き取りをして、介護のサービスであったり、それから医療機関へのつながりというのをしていくということでございます。

○議 長

城内君。

○2 番

それは、通報があつてそういう行動に入った。しばらくはそれが続くわけですね、1人の人に対して。

○議長

福祉課今田主幹。

○福祉課主幹（今田良弘）

続きます。おおむね半年ぐらいをめぐりに集中的にその方にフォローしていくということになってきます。

○議長

城内君。

○2番

その点でちょっと心配なのは、認知症が当町内で400人以上おられるということを知っておりますけども、既往症の方のケアもやはり続けていかれるようになったら、7人では非常に忙し過ぎるんじゃないかという心配があるんですが、そのあたりどうなんでしょうか。

○議長

福祉課今田主幹。

○福祉課主幹（今田良弘）

認知症の方は、平群町で把握してるのがⅡa以上の方。自立度Ⅱa以上の方というのは、家庭外でたびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などが今までできてきたことができない、ミスが目立つといった、そういった方以上の重い方が549名いらっしゃるということです。この人数の把握というのは、認定調査における主治医意見書から出てきた数字であります。この方というのは、何らかのサービスを受けていらっしゃる方というふうに考えていいと思います。それ以外の方で、まだ何らサービスを受けてられない方で、本人が余り自覚していないという方がいらっしゃると思います。認知症初期集中支援チームというのは、むしろそういった方、家族さんが心配になったり、御近所の方が心配になって相談もあるやわかりませんが、そういった方のフォローが中心になってくるかと思います。

○議長

城内君。

○2番

言葉のとおり初期集中ということですね。それであと、各医者とかいろいろ手順が決められたら手を離れていくということで、専門医に移っていくということで理解してよろしいでしょうか。

以上です。どうもありがとうございました。

○議長

それでは、城内君の一般質問をこれで終わります。

少しお待ちいただきたいと思います。

続きまして、発言番号 8 番、議席番号 3 番、井戸君の質問を許可いたします。
井戸君。

○3 番

では、議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして、大きく 2 点を質問したいと思います。

第 1 点目、幼保、各小学校、中学校の連携したサテライト授業の導入を。

近年、科学技術が発達し、通信技術も目覚ましい発展を遂げています。テレビ電話、映像と音声を同時に、しかも双方向が同時に可能となっています。今回、私の提案するサテライト授業とは、授業する教師と離れた場所にいる児童・生徒とをテレビ電話などの双方向通信でつなぎ、お互いの様子が見える状況で授業の事です。アメリカやオーストラリアなどでは、学校までが遠くて通学できない児童を対象にサテライト授業を昔から取り入れています。

日本国内では、佐賀県武雄市の小学校において取り入れられ、ニュースにもなっています。英語の授業でフィリピンの現地の先生とライブで同時通信して行う授業があります。小学校 5、6 年生では、フィリピンの現地の先生とは英語のみで会話します。戸惑うこともあるものの授業は好評なようです。

ちなみに、ある大学の研究では、今の授業の小学校低学年で 10%、高学年で 20% をビデオ授業に変えて、これは、ただ単純にビデオを見るだけの話なんですけれども、授業の質が落ちないとなっています。このことは先日の毎日新聞でも記事として取り上げられました。

私が提案したいのは、単なる先ほどのビデオ授業や、一般に予備校や放送大学等で行われている一方方向のサテライト授業の事ではありません。また、テレビ CM 等で見られる人工衛星を使った大がかりなものでもありません。あくまでも授業に双方向で映像と音声通信を取り入れることです。双方向だからこそ、教える先生のほうからも児童・生徒の反応、理解度を把握できます。こども園、小学校、中学校、全ての施設に既に設備がある程度整っており、工夫すれば導入にコストを要しません。

ここで、サテライト授業導入に具体的なメリットを説明したいと思います。

一つ目、教師をふやさずして英語の授業の増加ができます。例えば、ゆめさとこども園とはなさとこども園をつなぐことで、1 回の授業で同時に 2 園の子どもが学習でき、授業数を倍にふやすことができます。教師は、現地にはかわり交替にでも行くといいと思います。

二つ目、担任の産休、育休、病休、出張時の授業補完。小学校の教師不足が深刻で、特に年度途中の教師の補充はかなり困難な状況です。担任が産休や病休をとった場合、次の担任が補充されるのに2週間から1か月かかります。長い場合だと2か月間担任が不在ということもあります。この間の授業の補完を少しでもできれば、児童への負担が和らぎます。

三つ目、質の高い授業の共有。ゲストティーチャーとしてもいいと思いますが、教科、単元により、教えるのが得意な先生がおられます。専門的な知識をお持ちの先生の授業を複数の学級で共有することで、より多くの授業が1回の授業で受けることができます。学校間の授業の差を埋めることもできます。

四つ目の導入、維持コストがほぼかからないというのは、先ほど申しましたが、必要なものはパソコンとカメラのみでございます。工夫次第で、今、小学校のパソコンにはカメラが基本ついてございませんが、普通のデジタルカメラをつなぐことで、普通のレンズ、カメラがわりにはなります。

そして、最後にノウハウの蓄積。これは、これを次のステップアップと捉えて、足がかりですね、こういう技術を、ノウハウを積み重ねることによって、次の新たなことへのつながりになります。

ぜひとも幼保一体施設、こども園、各小学校、中学校の連携したサテライト授業を導入していただきたいが、いかがでしょうか。

大きく2点目です。野菊の里について。動物火葬の営業時間はどうなっているのか。

生駒市及び平群町役場への問い合わせ、また、野菊の里の案内パンフレットには、動物火葬は午前9時から午前11時までの営業とあります。しかし、野菊の里への問い合わせでは、午前9時から午前10時半までと案内されています。もともと2時間という短時間にもかかわらず、さらに現地では営業時間が30分、25%も減少していることになります。住民サービスの観点からは大変マイナスであると考えています。本当の営業時間は実際どうなのか。また、どのような経緯でこのようになってしまったのかをお尋ねします。

以上、2点でございます。よろしく申し上げます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、1項目めの幼保、各小学校、中学校の連携したサテライト授業の導入をに関しての御質問にお答えさせていただきます。

議員御提案のとおり、近年は通信技術の発達等により、遠隔地でICT機器を活用した授業を行うサテライト授業が技術的に可能となり、英語授業の追加

や教師の産休等の際の授業補完となる、そういった利点があると考えます。時代は既に I T から I C T へ、つまり、情報通信技術を活用して、いかにコミュニケーションを進化させていくかが課題であるというふうに考えています。ただ、I C T 技術や通信技術を前面とした教育環境は、教師と児童・生徒が直接顔を合わせて対話する機会を減らすことになり、学習効果が薄められることが懸念されることや、コスト面におきましては、システムの導入費用や維持管理費用のほか、教員がシステムを有効活用するために I C T 支援員を配備する人件費を確保する必要がある等、財政面の負担も懸念されます。

教育委員会のほうでは、平成 28 年 4 月から平群町情報教育推進プロジェクトチーム会議を設置し、本町の小中学校におけます情報教育推進に係る児童・生徒用コンピューターの再整備をもとに、その通信技術を活用した教務、校務の両面の情報化を推進し、教育の質の向上と学校経営環境の改善を図っていきたいと考えております。今後、高度情報通信社会に生きる子どもたちに必要な情報活用能力の育成を、発達段階に応じて計画的に進め、I C T 教育の学習効果を高めてまいりますので、議員から御提案いただきました手法についても、この情報教育推進プロジェクトチーム会議の中で検討してまいりたいと考えております。

○議長

井戸君。

○3 番

前向きと捉えてよろしいのでしょうか。ぜひともお願いしたいんですけども、今出ました財政的な問題っていうのは、実際そんなに問題ない。いざとなればタブレット、もう安いタブレットでも何とでもなる。実際できるので、そんなに難しくないと 생각합니다。問題はインターネット回線でありますけれども、回線も実際、無線 LAN で現実問題、今飛ばしてありますので、導入コストはそこまで問題ないと。ただ、おっしゃるように、教師への負担や教育ですよね。教師が使えるようにするってなってきますと、手間等かかりますけども、しかし、そこは、やはりですね、例えばですけども、英語教育なんかであれば、今 3 人のところでも 4 人分、5 人分の授業ができるようになるという大きなメリットもございますし、上限もございませんし、今ね、第 5 次総合計画にも書いてますように、中学校、小学校との連携、こういうことにもつながってまいります。

例えば、小学校と中学校の、小学校 6 年生であれば、中学校に入るときのギャップが、今、日本中で問題とされてはいますが、それを緩和するために、その授業を取り入れるだとか、中学校の授業を少し受ける形ですね。ちょっと離れている場所でも受けれることができると、自分の教室で。そういうことも

できますし、一番導入しやすいというのは英語かなとは思いますが、AL Tですね、小学校で授業数をふやすなり、こども園でしたら、ゆめさとこども園で授業をしながら、その様子をはなさとこども園にするということで、今のやはり少ないと言われている授業数を少しずつでもふやすことができます。

一番私が懸念しているのは、やはり担任が不在時ってなると、授業の質の低下以前に、テレビを見せたりとかプリント学習、ほとんど担任がいない状況では、1カ月間担任がいないと本当に授業が進まない。後々の授業に全てが響いてきます。1単元抜かすおそれもあるぐらいなので、それを考えるならば少しでも前へ進むという形で、例えばですけども、まあ、これはすぐに導入は難しいです。先にはなると思いますが、例えば、平群小学校の2年生の授業が先生がいなくなった。例えばですけどね。であれば、北小学校の2年生と授業を一緒にするとか、南小学校の授業を一緒にするとか、最終的にはそういうふうにも持っていけることが簡単にできるようになれば、本当に担任がいない状況の中でも少しでも単元も進めれると、私はそう考えています。

それからですね、国とかですとテレワーク、つい先日ですね、きのうですか、国の出張所が実際に徳島県神山町、有名な神山町で通信を行って、パフォーマンスに近いですけども、試験的にそこで仕事をしたということで、かなりこのICT、双方向通信ももうメジャーになってきております。本当にお金がかからないので、その辺は本当に前向きに検討していただきたいと思います。もう一度答弁のほう、お願いします。

○議長

教育長。

○教育長

今の再質問でございますけども、教師をふやさず英語の授業を増加することができる、こういうふうな御意見だと思っておりますけれども、現在5、6年生で外国語活動として週1時間やっております。これは学習指導要領で決まっておりますので、それ以上にふやすこともできませんし、減らすこともできません。2020年度からは、外国語活動から英語科という教科に格上げをされます。そうなりますと、週2時間程度ということで、これを学習指導要領でこう決定していきます。ですから、各学校の裁量としてふやすとか減らすとかいうことは、これはできかねるかなというふうに考えております。

それと、担任の先生が不在の場合に効果的な学習ができるんじゃないかと、こういうふうな御質問でございますけれども、教師の産休、それから育休につきましては、医師の診断書が出ます。で、産前8週間、そして産後8週間とい

うふうに16週間の産前産後休暇が決まってきます。それが終わりますと、今度は育児休業というような形で1年から3年の間休業を取得されるということで、かなり以前からそういうふうなことがわかっておりますので、先生方の産休、育休につきまして、担任が不在になるということとはございません。県のほうから確実に代がえの講師が派遣されますので、映像とかビデオに頼らなくても生の授業をきちっとやっていただけるということでございます。

それと、質の高い授業の共有ということでございますけども、子どもたちの質の高い授業というのは、まず交流があるとか、まず機材があるとか機械があるとかいうものではなくって、さまざまな子どもたちの学力をつけていく。そのためには、それぞれの子どもたちにどういうふうな力をつけるのかというふうな目標、目的があつてのことでございます。ですから、将来的、最近ではAIと言われてまして、人工知能というのが非常に発達してきております。ですから、これから5年先、10年先、どういうふうに教育が変わっていくかもしれません。そういうときには、議員御指摘のことも活用するような時間がつくられるかな、このように思っております。

以上でございます。

○議 長

井戸君。

○3 番

いろいろ諸問題ありますけども、ただ、まあちょっと一つ、引っかけたのは、なかなか、やっぱり教師不足というのは現実問題ありますので、本当にそこはきちり認めていただいてといいますか、奈良県の教育委員会も苦勞してはります。実際のところ、そんな産休、育休、わかってても派遣できないということもございますのでね、実際そこは、本当にきちり現状を調べていただいて、実際に担任がすぐに入ってくるっていう、もちろんそういう運のいいときもありますけど、私が知ってる限りでは、1カ月抜けることもございましたし、2週間抜けることもございました。私自身がそういう代がえの教師をやっていたことがございましたけども、大体私が行ったときには、もう2週間から3週間いてないと。なかなかかわりの先生と話し合うタイミングもないっていうような引き継ぎ、何校か行ってまいりましたけれども、ありました。ですから、そういう現実もきちり、やっぱり踏まえていただきたいと思います。

この間、これを、これ、教育委員会の担当にはならないんですけども、私としては、先ほども出しました佐賀県武雄市のように、すごくメディアに取り上げられるようなことをやっておられるんですね。先ほど、そうですね、例えばですけども、平群でこういうことをやってる。特に双方向通信のサテライト授

業ってというのは、奈良県下でもほとんどないですね。初めてになると思います。そうなってくると、やっぱり、「あ、平群は子育て支援、頑張ってるんだ。教育環境も整ってるんだ」というやっぱりインパクトがあるので、これは本当、政策推進課のほうになると思うんですけども、PR施策としていいと思うんですね。いや、答弁は結構で、大丈夫なんですけれども、ぜひともそういうPR効果も踏まえた上で、教育の内容も充実という意味で、一石二鳥といいますか、こういうことも考えていただいて、本当に前向きに検討していただきたいと思います。この件は結構です。

次、お願いします。

○議長

2点目の答弁に入ります。住民生活課長。

○住民生活課長

議員御質問の2項目めの野菊の里の動物火葬営業時間はどうなっているのかについてお答えします。

平群町斎場設置及び管理に関する条例施行規則第4条9に動物火葬の使用時間は午前9時から11時までとあり、またパンフレット「平群野菊の里斎場の使用について」におきましても、動物火葬の搬入、申請手続については、午前9時から11時までに完了していただきとお願いをしています。このことから、電話等で使用について問い合わせを受けた場合は、許可証発行までの時間等を考慮し、できるだけ午前10時30分までに斎場にお越しくださないと誤解を招いた案内をしたことはおわびを申し上げます。なお、問い合わせなしで、11時受け付けの場合も許可をしております。

結論を言いますと、動物火葬の営業時間ではなく、平群町火葬使用許可申請を行い、許可後、火葬場への持ち込み指定時間が午前9時から11時ということになります。

経緯のことですが、斎場開設当時から時間の変更はないことから、問い合わせがある場合は、持ち込み指定時間に間に合うよう、あくまでもお願いの範疇で案内をさせていただいたということでございます。今後、このような誤解が招くことがないように努めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

以上、回答といたします。

○議長

井戸君。

○3番

まあね、本当に住民の方からすれば、そのたった30分でも結構大きかったりするの、やっぱり、動物火葬のニーズというのがとてもふえてまして、年々

高くなって、ほとんど人体火葬と変わらないぐらいの数になってきていると思います。さらにですね、ペットを我が子のように育ててきて、そういう世話をしてきたわけで、やはり、別れにも時間がかかるんですね、最後の別れということで。動物だからぽっと焼くというわけにはいかず、やはり、そこも時間がかかってくるので、やはり少しでも長い時間といいますか、せかさされたくないという思いもあると思います、利用者の方にとっては。ですから、ぜひとも少しずつでも、人体火葬のほうに影響がない範囲で営業時間というんですかね、少しでも時間を延ばしていただきたいんですけども、その辺はいかがでしょう。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

今の御質問の動物の火葬時間、もう少し延ばせないかということなんですけれども、この辺につきましては、今年度から生駒市の受け入れ等もしております。業務がなかなか動いてるという状況もございます。今すぐにどうのこうのということはちょっと申せられないんですけども、このことにつきましては、今後も含めましての一定課題というふうにさせていただきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長

井戸君。

○3番

ぜひともよろしく申し上げます。

それからですけれども、こういう今回、現場といろいろ説明のほうで誤解なり、ちょっとややこしい部分があったんですけれども、斎場業務については、職員やシルバーなど多くの方が従事されてるわけなんですけれども、そういう業務の連携等、この件については、今後もどのようにしていくとお考えですか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、再質問にお答えします。

議員御指摘のように斎場運営につきましては、所長を中心といたしまして斎場職員、それから本課の住民生活課の職員、シルバー、それから本庁の警備員の方、火葬炉の運転者など多くの従事関係者がおります。これにつきましては、連携、相互理解が重要であるというふうに考えております。利用者が気持ちよく御利用していただくことを基本といたしまして、今回のことを向上のステップとして捉え、意思疎通が欠けていた点につきましては、至急に整理、調整し

ていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

井戸君。

○3 番

どんな組織においてもですね、例えば、人間関係のトラブル等ですとかあると思います。いろんな、そうですね、意思疎通、これ、すごく大事なことで、解決するのはとても難しいことだと思いますけれども、やっぱり住民サービスにかかわってくることで、総力を挙げて頑張っていたきたいと思います。ぜひともその辺はよろしくお願いいたします。

私の一般質問はこれで以上です。

○議 長

それでは、井戸君の一般質問をこれで終わります。

しばらくお待ちください。

それでは、発言番号9番、議席番号6番、植田君の質問を許可いたします。

植田君。

○6 番

議長の許可を得まして質問させていただきます。大きく3点について質問させていただきます。

まず1点目ですが、幼児期における眼科検診の導入をということで質問させていただきます。

現在、眼科検診は、小学校の1年生と4年生で実施されているというふうに聞いています。そういう中で、幼児期の眼科検診によって斜視や弱視の早期発見、あるいは早期治療ができ、これによって両眼ともに良好な視力の獲得が子どもたちの健全な発達のためにとっても大切だと言われています。両眼機能は物や空間を三次元的に捉える能力、奥行きや段差とその程度、あるいは微妙な距離感を識別することができるというものです。この両眼機能を妨げているのが弱視であり、その原因の多くは斜視や不同視、これは遠視、近視、乱視の程度の範疇ですが、この不同視だと言われています。

幼児期に斜視と弱視を早期発見でき、治療を受ければ、小学校入学前に一定の視力と両眼機能を獲得することができ、これは学習や運動への積極的なかわりを持つことができるようになるという点では非常に大事だと考えています。また、この両眼機能の獲得というのは、6歳程度でほとんど終わってしまうため、少なくとも就学の数年前に発見されることが重要だと眼科医の先生からもお聞きをしています。ぜひ、そういう意味では平群町で三、四歳児での眼

科検診の導入をすべきではないでしょうか。質問させていただきます。

2点目はこども園の充実についてであります。

昨年12月にこども園が開園して8カ月が経過したゆめさとこども園の保護者の方々に共産党議員団としてアンケートをとらせていただきました。回収率は23.4%、36件だったんですが、今回は、その中で開園前から危惧されていた駐車場の問題と保育料の問題について質問させていただきます。

駐車場の問題については、多くの保護者の方々から、駐車場が狭い、あるいは出入り口が同じなので混雑することがある、また、前向き駐車のところはバックで出るときに小さい子どもさんが死角になって非常に危険だということや、車間スペースが狭いため、荷物や子どもをおろすとき、また、私たちもこのアンケートをとった日に雨の日があったんですが、雨降りのときは傘等が隣の車に当たり、使いづらいなどの声が寄せられていました。駐車場の確保が必要だと考えます。安心して送迎できる体制の整備についてどのようにお考えでしょうか。

もう1点は、保育料の問題です。こども園になり、保育料の階層区分が所得税額から住民税額になり、控除額の変更で階層が上がって、保育料が上がった方などもあり、高くなったと感じておられる方や、教育標準時間の夏休みの給食費分の引き下げや、また、8月も保育料を払っているのだから預かりの保育料は取らないでほしい。あるいは多子世帯の減免規定の拡大などを求める声が聞かれています。少なくとも保育料の、私は、二重取りとなりかねない教育標準時間の夏休みの預かり保育料は見直すべきではないでしょうか。

3点目に、高齢者の足の確保についてであります。近隣に比べて高齢化が進んでいると言われてます我が町ですが、坂道の多い平群町において、高齢者が住み続けるためには足の確保が求められます。ある団地では足の確保のための対策委員会というものをつくられて町に申し入れをされたということもお聞きをしています。高齢者にとっては日々の暮らしを支える足の確保は切実な問題となっています。これまでコミバスの改善やデマンドタクシーの提案もしてまいりました。町長はデマンドタクシーについては、それにかわるものとして、福祉有償運送の利用範囲を拡大して対応していきたい旨の発言もされてきましたが、それでは、それをいつごろまでに具体的にどういう運行の拡大を行っていくかとされているのかお聞きをしておきたいと思います。また、当面の対策として、これは路線バスの問題ですが、昼間の間、少し小型にして、とりわけ私の住んでいる地域の近くにあります椿台の団地なんですが、椿台の団地内にも入れるようにという声なんかも地域を回る中でお聞きをしています。そういう改善ができないかなど、当面の緊急的な改善を図っていくことが必要だと考

えませんが、いかがお考えでしょうか。

以上、大きく3点について、明確な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

それでは、植田議員の1項目め、幼児期における眼科検診の導入をについての御質問にお答えをいたします。

視力が完成する6歳ごろまでに弱視、斜視、不同視、屈折異常視、眼瞼下垂、先天性白内障等を治療しなければ、生涯にわたる矯正視力の改善が難しいことから、早期発見、早期治療は大変重要であると。それで、視力が発達する幼稚園や保育園、就学児の視力検査は大変重要だと考えております。しかしながら、対象となる子どもの発達状況や適応性に合わせた眼科検診のあり方が必要で、今後、どのような方法を用いて行っていくことが早期発見、早期治療につながるかを眼科医、また小学校、こども園とともに検討してまいりたいと考えております。

また、現在、テレビゲームやスマートフォンなどの細かい文字を常時見ている子どもも大変多く、そのために弱視になっている子どもがふえているように思います。幼児期の視力の発達に最も大切な時期であること、それから、弱視の早期発見に努めることの重要性など、関係機関と協力しながら保護者にも伝えることにも努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

植田君。

○6番

担当課のほうとしては、早期の発見、私も最初に言いましたが、6歳でそれは確定してしまうので、それ以前の検診の重要性というのは認識をしていただいているというふうに、今の答弁から伺いとることができるんですね。本当にこの就学、6歳までに発見しないと、6歳を超えてしまえば、結局、眼鏡をかけて矯正をしてもきちっとした視力を獲得することができないというふうに言われているので、そこは担当課のほうとしては認識をしていただいているというふうに思っています。そういう意味ではね、検討していきたいということですから、これは眼科医の先生との関係もあると思いますし、確かに子どもが3歳半ぐらいで1.0の視力がほぼできると、安定すると言われていています。それが大体7割ぐらいの子どもたちができると言われているんですね。だから、3割程度はまだそこまで視力は出てないという状況にはなると思うんですけど

も、少し紹介をさせていただきたいんですが、鳥取県ではですね、平群町は5歳児検診というのではないと思うんですが、鳥取県では5歳児検診で、ほぼ全ての市町村でこういう検査をされておられて、そこで眼科医の先生によって早期に弱視を発見することができて、治療を行って、小学校に上がるまでにはきちっとそういう視力を獲得して上がれるということも出ています。そういうケースも言われているわけですね。

そういう意味では非常に、せっかく平群町は眼科医の先生による検診を行っているわけですから、それをより効果的な時期にやるということがこれから必要だと思います。視力というのは、子どもたちの発達にとって非常に大事ですので、それがより効果的に、あるいは、効果的にできて、子どもたちが健やかな成長、発達できるという観点に立って、ぜひ、これは就学前の3歳、4歳、5歳、ここら辺ですね、平群町としてはこども園が二つとそれから北幼稚園もありますので、そこら辺は先生との協議がいろいろ必要かと思いますが、今、小学校で3小学校に来てもらっているわけですから、そこら辺は十分検討していただいて、ぜひこれは、就学前の導入をお願いをしておきたいと思います。

この件については以上で結構です。

○議長

続きますして、2点目の答弁に入ります。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、2項目めのこども園の充実についてに関する御質問にお答えさせていただきます。

ゆめさとこども園の駐車場の拡張についてでございますが、現在28区画の保護者専用駐車場に加え、約10台程度の園地内の駐車場を送迎に利用していただいております。開園当初の4月は、保護者の方のほうも戸惑いもありまして、混雑をしておる状態もありましたが、日にちがたつにつれて通園にもなれられ、白石畑路線に車が並ぶという状況もなくなり、安定的に運用されています。雨天時はやや混雑することがありますが、状況を見て、職員が園地内駐車場や保護者専用駐車場に誘導したり、園内に残る保護者に退出を促したりして、スムーズに駐車場を利用し、登降園がスムーズにできるようにしております。

理想を言えば、駐車場はできればもっと余裕を持った駐車可能台数があるに越したことはありませんが、用地確保の問題もある中、他の類似施設の比較においても遜色のない状態を保っていますことから、これ以上の拡張は困難と考えており、現状の中で保護者の理解も求めながら適正な運用を目指してまいりたいと考えております。

なお、前向き駐車の場合につきましては、駐車場の利用ルールとして、近隣住

民との協議の経過もございました。そういった中で保護者会とも協議の上、その運用を現在行っているところです。保護者の中には、自分の考えのもとで前向き駐車をしない方もおられますけども、安全を第一に考えた駐車場利用ができることが望ましいと考え、場合によっては職員も誘導に入り、混雑せずにスムーズに流れるように前向きでの駐車をお願いをしております。

続く車間スペースの件ですけども、現在前向き駐車がしやすいように、区画の1スペースを削除しています。駐車場内では子どもがいることを踏まえて、十分に安全を確保し、車を利用してもらうようにしています。育友会のほうでも事故のないよう、もし事故があった場合は当事者同士で解決をしていただくように周知もしてもらっておるところでございます。子どもの安全を第一に考え、改善する部分があれば、今後も関係者と協議を行って対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目の保育料の御質問です。こども園の保育料につきましては、新制度のもと、応能負担の制度となっております。そんな中、教育標準時間1号認定の方は、幼児教育を受ける子どもの公平性を確保する観点から、年間を通して保育料額を設定し、徴収を行っております。現在、夏休みの預かり保育利用者で、教育標準時間認定時の預かり保育の保育料徴収については、午前8時30分から午後2時30分まで300円、午後2時30分から4時30分まで300円、これにはおやつ代も含まれます。午前8時30分から午後4時30分までの1日の場合は、600円の保育料の徴収を行っております。

御質問の、保育料のこれは二重取りになっているので、夏休みの預かり保育料は見直しすべきではないかという御指摘でございますが、旧の幼稚園時のときも同様でしたが、保育料の設定につきましては、いわゆる制度の問題であり、サービス量に応じた保育料設定とせず、年間保育料を月ごとに納入いただくという考え方をしており、その上で1号認定の子どもについては、保護者の皆さんの意見を聞く中で、夏休みの休業期間を設定させていただくこととしておりますので、引き続き現行の制度で実施していきたいというふうに考えております。

○議長

植田君。

○6番

今、課長のほうの答弁では、当初は混雑していたが、今は何とか駐車場の関係ではうまくいっているというふうに御答弁だったんですが、まあ、そらそういうときもあるでしょうし、あれなんです、私たちが行ったアンケートでは、やっぱり駐車場が狭いという声が多くのお母さん方から寄せられているんですね。とりわけ、いろんな行事があるときは特にそうなんですけれども、通常で

も、私が3日間ですが立たせてもらったときも、やっぱり出入りのところでかなり待っておられる方なんかも見受けるわけですね。ゆめさとは199人という定員で、緩和で今250人の子どもたちが通っているという、250人超える子どもたちが通ってるのかな、という状況の中で、やはり、当然それに対する保護者の数もそれだけふえてくるわけですから、やはり、今の台数では、28台ですか、10台は園内にあるんですけども、では、やっぱり、かなり厳しいなど。ほんで、ほとんど送迎については、自家用の車を使われる方が、おうちの車を使われる方がほとんどですからね、これはもう将来的には、やっぱりぜひ考えてもらいたいというふうに思っています。

それと、先ほどもありました前向き駐車の問題、これもね、複数のお母さんが書いてはったんですが、やはり前向き駐車でバックで出るときに、子どもを確認できないから非常に危ないという声があるんですね。それはもうおっしゃったように、近隣の住宅の方の関係、排ガスの関係で多分前向き駐車ということになってるんですが、それならば、近隣との部分に塀をちょっとつくってもらって、ガスが上に上がる、直接家に行かないようにするとか、あるいは、駐車場内にカーブミラーを設置してもうて後ろが確認できるという状況をね、前向き駐車を奨励されてるのであれば、そのために考えられる危険を回避するような施策を、やっぱり、ぜひとってもらいたいと思います。当然こども園に上の子が通うときに小さい下の子を連れていかれる場合もあるわけですし、特に小さい子どもは死角になりますのでね、そういう意味では、そういう今すぐに駐車場を拡張とかできない中でやるのであれば、そういうね、安全対策というのはぜひちょっととっていただきたいんです。そういう声も実際ありますのでね。そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

それと、保育料の問題なんですが、議会に26年8月のときに示されたこの保育料に対する考え方のところですね、どういうふうに設定するのかということで、教育標準時間においても利用時間に応じた料金、これ、1カ月ですけども、保育標準時間に対して11分の6の保育料を設定するというふうに書かれているんですね。ということは一月ですよ。1カ月こういう基準でやりますよということできてるわけですよ。ということは、8月も私は、このそういう保育設定に基づいて、8月も保育料を徴収してるわけですよ。だから、保育料として払っているのに、なぜ預かり保育料も再度払わなければならないのかということにどうしても疑問として残るんですね。

これ、当初、教育委員会のほうも、標準時間も8月、オープンする前から希望が多いんじゃないかというふうに考えてはったみたいやけども、保護者からのいろんな意見、聴取する中で預かってほしいという意見もあるけれども、休

みにしてほしいという意見があって、8月は休みにするという事になったと思うんですね。うん。だけど、保育料としては、きちっと8月分払ってるわけですから、やっぱり、そこは預かり保育は、私は取るべきではないと。

そら8月も月末から1週間前ですかね、31日から1週間前ぐらいから、再度再開をしてると。保育をこのこども園になってから、8月の後半1週間は通常保育に戻るといような形でやってはるんですけども、ただね、1カ月分の3分の1しか登園できないのに1カ月分を丸々保育料を徴収するというのは、私はいかかかなものかなと思いますし、保育料の中には当然給食費も含めての保育料ですから、1カ月分取ってるのであれば、預かり保育についてはやっぱり取るべきでないというふうに、これは再度検討していただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

まず、1点目の駐車場の話ですけども、狭いという保護者の意見をアンケート等を通じて聞かれたというふうな話です。決して余裕のある駐車場ではもちろんないとは思ってますけども、先ほど申し上げましたようなことで、園のほうで毎日状況を見ながら、何とか適正に運営できると。当初、白石畑路線から国道への渋滞がとか、いろいろ我々も心配したし、議員の皆さんの方々からも御心配の声もいただきましたけども、まあ適正に運営できるといような状況を全体としては聞いております。特に降園時、2時半から3時までの間が一番混み合う時間帯というふうに現場のほうからも聞いてます。その間もひどいときで、その30分の中で5分程度、非常に混雑がするっていような時間帯が発生する場合があるというふうなことは聞いておりますけども、そういったときには、園のほうからも誘導に出たりしながらやっておりますし、園のほうでもアンケート調査をとってるんですけども、特段その辺の話が強く上がってるというふうな状況の報告も聞いておりません。

前向き駐車の件ですけども、これも詳しく言うと時間、あれですけども、前向き駐車になった経過というのは、非常にいろいろありました。近隣住民の方との話し合いも含めてあって、ようやく何とか近隣の方ともうまく今はおつき合いができてるといような状況でございます。塀をつくるなりということで、改善する余地があるんじゃないかということですけども、その辺につきましては、これまでの経過も含めて、近隣の住民の方、それから現場の意見等々を聞きながら改善ができるのであれば改善をしていくっていうことを、それはもう当然前向きに考えていけばいいかなっていふうに思ってます。

それから、保育料の設定につきましては、これは、以前にも植田議員から同じような御質問をいただいております、同じような答弁になるんですけども、長期休業期間中は一応、1号認定の、いわゆる幼稚園児ですけども、1号認定のお子さんについては、1年間の園生活におけます必要とされる定められた休業期間ということで、家庭教育やけじめある学園生活を行うための期間というふうな認識で、これは、保育料設定をするときに随分と現場の先生方、それから役員の保護者の方とか含めてアンケートもとったりしながら協議した結果、今現在の制度になって、条例化して設定させてもらっています。

したがって、そういう見方もあるかもわからないですけども、保育料の設定につきましては、今現在の中ではこのまま様子を見ていきたいというふうに思っています。そのときそのときに課題があれば検討すればいいとは思いますが、現状の中ではこのまま引き続き続けていきたいというふうに考えております。

○議 長

植田君。

○6 番

駐車場の件については必要があれば改善していくことは、それは、子どもたちの安全をどう確保するのかということについてはやっていきたいということなんで、ぜひそれは行っていただきたい。で、全体的な駐車場をふやすところについては、多いとは思わないけれども、現状で対応何とかできているというふうな御答弁だったんで、これは、私たちもこれからまた保護者の声もいろいろ聞きながらしていきたいと思うんですが、やはり、通う子どもたちの人数、250名を超える中で保護者の人数を考えたときに、やっぱり、今の現状ではもう狭い、少ないということは申しておきたいと思えます。

それと、駐車場の今できる範囲での改善というのについては、ぜひ必要に応じてやっていただきたいと。これはまた、いろいろ御要望も含めて教育委員会のほうにも申していきたいなというふうに思っております。

それと、保育料の問題ですけどね、まあ、もうこれ、考え方の違いかなというふうには思うんですけども、やはり、私は、8月を通常どおりの保育料として徴収するのであれば、預かり保育料については取るべきではないと。私は、これはもう二重取りだというふうにしか思っておりません。これはただ、見解の相違ということもあると思えますので、この問題はまた引き続き、これからも取り上げていきたいなというふうに思っております。

この点については以上で結構です。

○議 長

続きまして、3点目の答弁をお願いします。福祉課今田主幹。

○福祉課主幹（今田良弘）

3点目の御質問の中で、福祉有償運送をいつごろまでに利用範囲拡大を図っていくのかにつきまして、福祉課からお答えをいたします。

福祉有償運送は、道路運送法に基づき、障がい者や要介護者など1人では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、公共の福祉を確保する観点からタクシーなどによる輸送サービスを補完するサービスとして位置づけられています。町内では平群町社会福祉協議会が運営しています。町社協では現在、福祉有償運送の運転ボランティアとして12名が登録されており、ボランティアの方の都合に合わせて運行計画を立て、27年度は2月末で2,153件運行されています。1日平均5人から6人の利用です。町社協で検討されている福祉有償運送の利用範囲拡大につきましては、通院等に限定していたものを町内での買い物にも対応できるように拡大していくものです。実施時期については福祉有償運送の体制を整える必要もあり、検討中であると聞き及んでいるところでございます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、2点目の路線バスの昼間の間、小型化して樺台の団地にも乗り入れるようにできないかなどのいうことで御質問いただきましたので、御回答させていただきます。

路線バスを昼間の間、小型化して樺台の団地にも入れるようにできないかなど改善を図っていくことが必要じゃないかということですが、路線バスの小型化については、町内を運行するバス事業者を確認もいたしましたところですね、一つは車両の規模が、現在、路線バスについては車両の規模を統一化して事業を行っているというのが一つございます。それから、小型の車両を導入する場合は予備車の車両が必要になってくるとか、合わせて2台必要になるということ、また、コスト等が増大するという見解であるということ、バス事業者の意見であります。

また、団地内にバス路線を乗り入れることについては、過去にですね、樺台とも協議をさせていただいた経緯もございます。少なくとも自治会の考え方も再度確認をしながら、再度自治会の意見も伺いながら、バス事業者と今後また検討もしていきたいというふうに考えておりますので、今後におきましては、関係機関とも連携をし、公共交通の整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議 長

植田君。

○6 番

今、福祉課の主幹のほうから、福祉有償の分についてはお答えがあったんですけども、もうこの問題、足の確保という問題は、デマンドも含めてこの間ずっと、やっぱり議会でも論議になってるんですよ。そういう意味では、少なくとも何らかの形でやっぱり前進させていくことが私は必要ではないかと。全てがそれでパーフェクトに解決するという問題はなかなか難しいと思うんですが、じゃあ、どれからといったものはあれなんですけど、できるところから少しでもやっぱり進めていくと。

特に、最初も言いましたように、平群町、高齢化進んでますし、そういうバス停へ行くことが困難な高齢者もふえてきてると。そういう中で、じゃあ、その部分をどこで補完するのか。それがデマンドであったりとか、町長は福祉有償を拡充したいということをおっしゃってきたから、そういうことだと思うんですが、今、主幹のほうから検討しているということなんですけれども、とにかくやっぱり、一刻も早くね、今の現状を少しでも前進させてほしいという声はあるわけです。

そういう中で、大体で結構ですから、どれぐらいをめどにその検討をね、まあまあ、こういう形で進めていきたいというふうに、それがいいか悪いかは、それは出てきてからまた論議になると思うんですけども、そういうことを提示するということはある程度めどをやっぱり持つべきではないかなと思うんですけども、これ、担当課の主幹に聞くのはかなり厳しい。町長自身はどのようにお考えになってんのかな。その点については、もう再度お聞きをしておきたいと思います。

それと、樺台への路線バスの昼間の乗り入れなんですけど、課長のほうからは2台保管することになるから、バス事業者としてはコストの面でもかかり過ぎるのでということだったんですけども、今、基本路線バスですから、通勤の利用者を中心にした形での運行をされてるんですけども、昼間通勤者は乗りませんので、それを福祉的など言ったらおかしいですけども、そういう生活を補完するための足として使えないかということで私も提案させてもらったわけです。だから、今見てみたら、朝の路線バスでも、やっぱり平群町は就労する方が減ってきてるという状況の中で、やっぱりバスでおりにかれる方も減ってるのは事実なんです。そこら辺、そらバス事業者の考え方があると思うんですが、全体的にそういう小型、もう少しね、小さなものに見直して、それが路

線バスとしても運行するし、昼間はそういう団地内に入っていくバスとして運行できるようにできないかなというふうに、今ちょっと答弁を聞いてて思ったんです。

それと、当然、住民の方の意見というのは、大変重要ですから、そういう意味では、地域住民っていうんですかね、団地、私は例に挙げたのが樁台ですけども、そこの自治会とも十分な協議をしていただいて、少しでもそういう生活の利便性を改善することができるような公共交通の運行のあり方というのをやっぱり今後、探っていただきたいなというふうに思うんですが、再度その点についても御答弁いただけますでしょうか。

○議長

町長。

○町長

平群町は坂の町でございます。住民の皆さんの移動手段につきましては、高齢化が進む中で大変重要な課題であると認識しております。現在、移動手段といたしましては、住民さん自身が自家用車を運転されるということ、これが公共施設などへの移動につきまして一番多いというふうに聞いております。あ、徒歩が一番多かったのかな。そして、自動車、あるいはまた自転車ということでございます。

公共交通といたしましては、現在ありますのは、近鉄電車、NCバス、コミバス、タクシーというのが公共交通かなと思っております。加えまして、それを補完するという意味で、議員がおっしゃっておられる社会福祉協議会が独自で運営しております福祉有償運送がございます。これが今現在平群町における移動手段かなと思っております。これに加えて、議員からデマンドタクシーの御提案もございます。今現在、平群町ではコミバスを中心にデマンド、あるいは福祉有償運送を含めまして、公共交通会議の中で、今後、おおむね1年間ぐらいかけて、コミバスの運行状況も見ながら新たな交通手段、移動手段につきまして、しっかり検討して、一定の答えを出していきたいなというふうに思っておるところでございます。

○6番

もう1個。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、2点目の再質問にお答えいたします。

植田議員の御指摘のとおり、やはり今現在、NCバスが路線バスとして、東

山の駅を中心に発着をしているわけですが、特に緑ヶ丘につきましても、団地内にほぼ循環ということで乗り入れもしております。樺台につきましても、やはり、今のバスの規模で大きさが十分入れるような団地であるというふうにも考えておりますので、ここは、樺台とも再度協議を行う中で、バス事業者とも協議が必要であります、団地へバスを乗り入れる提案も含めて、樺台の自治会に提案も、また、協議もしていきたいというふうには考えております。

いわゆる平群町の公共交通全体ということでは、路線バスを小型化して、幅員の狭いところでも入れるようにという提案でございますが、これにつきましても、路線バスの事業者とも協議もしていくことも必要であろうかなというふうに思っておりますので、それも含めて、あわせて協議してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長

植田君。

○6 番

まあ町長のほうから答弁はあったんですが、いつごろということでは明らかにされるような答えは返ってこなかった。だけど、できるだけ早くね、できるところからとにかく、改善ができるところから進めていただきたいというのは、これはもう強く要望しておきたいと思っております。高齢者の方々にとっては日々の暮らしが本当に大変になってきますので、1年、それこそもう日がわりでというんか、日にち変わりでやっぱりいろいろ体調なんかもありますので、それが少しでも補完できる体制を整えるということは行政としての責任だと思っておりますので、これはもう重々お願いしておきたいと思っております。

それと、路線バスの件についてはね、いろいろ住民の方、あるいは事業者の関係あると思うんですが、樺台に関しては、中央通りだけでも入ってもらったからね、大分違うんだという声もお聞きしてありますので、中央通りの真ん中ぐらいに1カ所、ほんで、これはもう、また別な問題としてあるんですが、上で転回をしなければそうならないという問題があるので、そこら辺のことはちょっとここで軽々に言えないんですけども、やっぱり何らかの形でね、そういう路線バスも少し改善できるところはね、十分進めていただきたいというふうに思っています。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議 長

それでは、植田君の一般質問をこれで終わります。

10時40分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時22分)

再 開 (午前10時40分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

続きまして、発言番号10番、議席番号1番、山本君の質問を許可いたします。山本君。

○1 番

議席番号1番、山本隆史でございます。ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして、1項目、3点について御質問させていただきます。

平群町第5次総合計画の進捗状況と今後の展開について。総合計画とは、市町村が個性と魅力ある地域づくりを進めるために、長期的な将来目標を定め、その実現に向けて着実にステップアップしていくための総合的かつ計画的な行政の運営方針を定めたものでございます。

これまで総合計画は、地方自治法第2条4項において、市町村に対し、総合計画の根幹である基本構想について議会の議決を経て定めることが義務づけられていましたが、国の地方分権改革のもと、平成23年5月の地方自治法の改正により、法的な策定義務と議会の議決義務がなくなりました。しかし、市町村が自主的かつ自律的な行財政運営を行うために総合計画は必要不可欠なものであります。平群町におきましても、事務事業ごとにさまざまな計画やプランが策定されておりますが、総合計画はその根幹となすべき計画であり、町のまちづくりの理念として最上位計画と位置づけされるものと認識しております。

それを踏まえて、第5次総合計画の策定に当たり、町民の皆様の広範な行政施策に対する意見や課題を整理し、町のあるべき姿を思い描き、その実現に向けた基本的な施策を審議する場として平群町第5次総合計画審議会が設置されました。審議会では町議会からの代表のほか、学識経験者、各種団体からの推薦者、公募による委員と多岐にわたる分野の方々16名により、平成24年2月に第1回の審議会が開催されてから合計11回の審議会を経て、平成25年3月に審議会より町に答申され、4月から向こう10年間の計画として実施さ

れたところでございます。

私自身もこの審議会に委員として参画し、他の委員さんの皆様とともに総合計画策定に向け議論してまいりました。当時、私は、平群町連合PTA協議会の会長を務めさせていただいておりましたので、基本理念に掲げられます「子どもの歓声が聞こえ、住み続けたいと実感できるまち平群」について、さまざまな意見を発し、その中の基本戦略「子育てと教育」につきましても、まさに実践を踏まえての意見を述べ、時代のニーズに合わせるということが重要であると実感しておりました。

これらのように、平群町第5次総合計画の特筆的なことは、行政と住民がそれぞれの役割を担いながら協働し、どのようなまちづくりを進めていくのか。そのためにできるだけ目標とスケジュールを明確にしたわかりやすい計画でなければならないということを念頭に置き、策定されたことでもあります。そこで、平群町第5次総合計画につきまして、3点質問させていただきます。

1点目、総合計画全体の進行管理について。この総合計画においては、目標指標ということで、それぞれの事務事業に対して現状値と目標値が定めてあります。この数値目標の設定については、行政の執行責任を明確にする意味では一定の評価をさせていただいております。そこで、10年という長期の計画期間において、社会情勢等も目まぐるしく変化することが想定される中、計画全体の目標達成の観点から、計画全体の見直しはいつどのように考えておられるのでしょうか。一般的には、このような長期にわたるものは、現状と長期計画のずれを埋めるために施策、事業の見直しや部分修正を行うローリング方式により定期的に行う手法がありますが、お尋ねします。

2点目、総合計画重点施策の進捗状況について。この総合計画において29項目の重点施策が明記されておりますが、全体としての進捗状況と特筆的に実施している重点施策があれば、現時点での進捗状況をお尋ねします。

3点目、総合計画推進組織の現状について。総合計画の中では施策の実施については、住民の主体的参加が重要となるものであり、その推進体制として、行政と住民がその円滑な実施に向け協議の場を設置するとの記載がありますが、その実施主体として総合計画推進連絡協議会が設置されておりますが、どのように設置され、どのような活動が行われているのかをお尋ねします。

以上、平群町第5次総合計画につきまして、明快な御答弁を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、山本議員の御質問でございます。第5次総合計画の進捗状況と今後の展開につきまして御質問いただきました3点につきまして、順次お答え申し上げます。

まず、1点目の総合計画全体の進行管理についてでございます。総合計画は、各分野におけるまちづくりの主要な施策について基本方針を明確にし、長期的な目標を示し、現状と課題に対応するための基礎となるものでございます。そのため、日々変化する社会情勢に即応できるように、一定の期間により検証と見直しの作業は必要となります。

具体的な総合計画全体の見直し作業についてでございます。総合計画の構成といたしまして、5年を一つの単位と考えております。平成25年度から29年度までを前期計画、平成30年度から34年度までを後期計画と位置づけております。そのようなことから、平成29年度中に後期計画の見直しを行うこととなります。まず、平成25年度から平成29年度までの前期計画につきまして、計画内容と現状の乖離や実施状況の検証を行い、その検証に基づきまして後期計画の見直しを行うところでございます。

また、見直しの個々の事務的な手法でございますが、議員が述べられたように、一般的によく言われておりますローリング方式であったり、PDCAマネジメントサイクル、また、平群町の場合、政策基本体系表の評価ということで議会のほうにもお示しをさせていただいております。それぞれの庁内各分野におけます既存指標や評価基準などを参考にしながら、このような見直しを行う予定でございます。

続きまして、2点目でございます。29項目の重点施策の中で特筆的に実施をしている施策の現状、進捗状況でございます。各重点施策につきましては、それぞれ各担当課の主要事業と重複するものであり、それぞれ担当課におきまして、日々の業務の執行とあわせて鋭意取り組んでおるところでございます。その中でも一定の初期的な推進が必要である重点課題につきましては、総合計画にもございますが、まず1点目、竜田川の魅力づくりの推進、2点目、ごみの減量対策、3点目、地域の防災体制づくり、4点目、健康づくりということで、今述べました4つにつきまして、初期的に推進する重点課題ということで進めておるところでございます。それぞれの重点施策につきましては、それぞれ一定の成果なり、また一定の課題整理ができた段階で、次の重点施策の推進に着手をしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、3点目でございます。総合計画の推進組織の現状でございます。総合計画の推進組織といたしまして、平群町第5次総合計画推進連絡協議会というのを設置しております。この協議会につきましては、総合計画の円滑な推

進を図るための組織として、平成25年8月に設置をいたしました。この協議会のメンバーでございますが、学識経験者、また、各団体から推薦を受けた者、町職員により構成をしております。そういうことで、この推進連絡協議会につきましては、現在、町長が会長を務めておるところでございます。

具体的な取り組みといたしましては、総合計画の重点施策の進捗管理と住民協働の推進のためのイベントなどを開催をしております。また、定期的に会議を開催いたしまして、現在まで13回の会議を開催をしております。そういうふうな日々の協議の中で一定、推進すべき施策の進捗状況などにつきましても協議いただいております。具体的には、一昨年11月29日と本年1月30日でございますが、開催をさせていただきましたまちづくりシンポジウムなどにより、さまざまな分野で住民の皆様のまちづくりに対する意識の高揚と参加を促すような仕掛けづくりをすすめているところでございます。

以上、答弁でございます。

○議長

山本君。

○1番

御答弁ありがとうございました。

1点目の進行状況につきましては、時期や手法を具体的に述べていただきました。再質問としまして、総合計画の検証と見直しについては、担当課の作業だけにとどまらず、副町長、教育長、各課長で組織された策定委員会レベルでの議論と集約、またパブリックコメントなど、何らかの形で御意見を加味した見直しとすべきではないでしょうか。

それと、2点目の重点施策の進捗状況につきましては、今お答えいただきました竜田川の魅力づくりの推進、ごみ減量対策、それから、地域の防災体制づくりの推進、健康づくりの4つの重点施策を推進しているとの御答弁でしたが、次に着手する重点施策はどのように決まっていくのでしょうか。

それから、3点目の推進組織の現状につきましては、組織の構成や活動内容を答えていただきました。今後、少子・高齢化が加速度的に進行し、財政面でも社会保障費の増加と税収の減少は避けて通れない現実と考えております。その中で、町民の方が住んでよかったと心から思えるまちづくりをするには、私を含め平群町を愛する町民の方々と行政が真剣に手を携えて、心と力を合わせてつくっていかなければならないと思いますが、その辺はどのような認識をお持ちでしょうか。

それぞれ再質問させていただきます。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、山本議員の再質問、お答えをさせていただきます。

まず、1点目でございますが、総合計画の検証作業、見直し作業というところでございます。議員のほうから再質問の中で御指摘賜りましたように、当然庁内全体の作業でございますので、担当課、今、この総合計画につきましては、政策推進課のほうで御担当申し上げておりますが、担当課だけの作業にとどまらず、策定時に設置をいたしました策定委員会等でも議論が必要だなというふうに考えております。また、総合計画におきましては、申し上げました推進組織以外に総合計画自身を検証する委員会ということで検証委員会というのも設置をしておりますので、そういった検証委員会の御意見も賜りながら作業のほう、進めていきたいというふうに考えております。

具体的な作業の手法でございますが、今、議員のほうの御質問の中でもございました策定委員会のレベルで、いわゆる副町長、教育長、各課長で組織をしております庁内会議は全体的な意見調整ということで、見直しの際には必須と考えております。また、外部の意見聴取につきましても、この総合計画自身の策定の経過や経緯を踏まえますと非常に必要性が高いと考えておりますので、今後、外部の方の意見聴取も含めて、その手法につきましては、まだ29年度、少し時間いただいておりますので、検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、2点目の4つの重点施策の推進が一定のめどが立った後に次の施策にというところでございます。総合計画の推進組織の現状というのと若干と関連いたしますが、総合計画の推進すべき重点施策につきましては、その主体というのが行政ですべきものと住民の方が中心で行っていただくものということに分類されております。このことを踏まえまして、現時点で町の課題や社会情勢により行政として取り組むべき重点施策を選択した上で、総合計画推進連絡協議会の意見などを拝聴して、次に着手すべき重要施策については決定をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、3点目の再質問でございます。議員お述べになられましたように、今後この総合計画について、どのような見識、認識を持って進めていくかというところでございます。町といたしましても、先ほど議員の再質問でお述べになられました社会情勢につきましては十分認識をしておりますし、また、総合計画のあり方につきましても同様の認識を持っておるところでございます。議員が述べられました今日の社会情勢を踏まえまして、今後の平群町のま

ちづくりは、行政だけのマンパワーでなかなか、町民の方全ての住民要望に応えられるサービスをやり切るということは少し無理があるようにも感じるところでございます。これからのまちづくりにつきましては、町民の方に御理解と御協力を賜りながら住民協働により進めていくことが必要であると、そういう認識は持っておるところでございます。

○議 長

山本君。

○1 番

再答弁ありがとうございました。

最後に、審議会やまちづくり会議に参加していただいた方など多くの関係者の皆様の貴重なお時間をいただいて議論した結果をもとに策定した総合計画であることを踏まえていただいて、その推進には町行政も十分に意を払っていただき、かつ積極的に取り組んでいただくことを要望しまして、私の一般質問のほうを終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議 長

それでは、山本君の一般質問をこれで終わります。

少しお待ちください。

発言番号11番、議席番号8番、山田君の質問を許可いたします。山田君。

○8 番

議長の許可をいただきましたので、通告に基づいて質問をさせていただきます。町当局並びに町長のお考えをお聞きします。本定例会最後の一般質問になります。あともう少しですが、よろしくおつき合いお願いいたします。

旧平群西小学校跡地の利活用について。(仮称)文化センター建設とまちづくりについて。以上、大きく2点についてお伺いします。

まず、1点目は、旧平群西小学校跡地の利活用についてお伺いします。跡地利用については、26年12月議会で役場本庁舎としての利用も提案しました。しかし、町長からは、「西小跡に本庁舎を持っていくことは、平群町全体の町民の利便性を考えるときに適切でないと私自身は判断をしている」との答弁がありました。利便性については、平群駅前に住民サービス用出張所を設け、平群駅からシャトルバスを運行することで、不便をかけず、より高齢者にとっては便利になり、総合グラウンドでのイベントや日々の企画等による利用率の向上にもつながれば、町全体の活性化にもつながると考えたのですが、残念ながら検討する考えもないとのことでした。

また、底地の権利関係が整理されていないことについては、専属の担当者等

によりスピーディーな権利整理も必要であると指摘しました。その後、27年6月の全員協議会において、底地整理の進捗や利活用のプランを含めた説明を受けました。その中で、平群町の考え方として、「今後も地域住民の皆様の御意見・御要望をお聞きしながら合意形成を図り、建築物に関する事項と利活用による運営に関する事項のための基本計画を策定し、活用方法の調査・検討を進めて、地域にとってふさわしい廃校施設の有効活用を図ってまいります」とあり、「最後に」との部分では、「平群町を活性化し、魅力的な自治体とするため、この平群西小学校地域が持つ歴史・文化・環境・産業などの地域の魅力を最大限活用した施設として再活用するため鋭意努力いたします」とのことで締めくくられています。しかし、その後、町単独費486万円を費やした旧平群西小学校跡地利用計画策定業務及びその後の状況についての説明は一切ありません。

そこで、改めてお伺いします。1点目は、土地の整理について。現在どのような状況になっているのでしょうか。

2点目は、説明いただいたプランでの概算改修工事費では1億円程度必要としましたが、各団体との協議、または新たな利用計画等も含めた進捗状況については、どのような状況になっているのでしょうか。

3点目は、現在の校舎・体育館・グラウンドの利用状況と管理状況及び光熱費等の維持管理費については、どのような状況になっているのでしょうか。

4点目は、文化協会で活動されている方々の中でも、将来に対する不信や不安感とともに、公民館としての利用も検討するべきであるとの意見も耳にしていますが、検討するべきであると考えますが、いかがでしょうか。

次に、大きな2点目は、(仮称)文化センター建設とまちづくりについてお伺いします。

私は、前12月議会において、文化センター構想に伴う平群町の人権交流センター及び人権施策と人権教育の考え方について質問をしました。その中で、人権交流センターは、似たようないっぱいある施設の一つという町長の認識であり、文化センター建設に伴う統合という条件の補助金確保のための捨て石が人権交流センターであることが明らかになりました。その上、平群町の人権施策、とりわけ部落差別撤廃に向けた行政の責務に対する認識の薄いこと、部落差別が風化されていると感じ取れる非常に残念な町長の答弁でした。

今回は、また違った角度から文化センターの建設についてお伺いします。12月議会では、固定資産税の超過税率が減収になると文化センターの建設ができなくなってしまうという主張のもと、超過税率の継続を推し進められ、文化センター建設が全ての住民の願いであり、住民負担はやむを得ないという考え

のように受けとめられる内容でした。しかし、今回の新年度予算では、新たに焼却灰の処理費用が2億4,000万円計上され、今後、合計で約5億円の町単独費が必要になることが明らかになりました。

文化センター建設については、初日の27年度補正予算で、基本計画策定業務として27年度予算の中で流用された470万円の繰越明許費が計上されていますが、昨年12月議会の時点とは少し状況も変わり、財政状況の見通しも悪くなってきたようですが、現時点でも文化センター建設に向けた計画を推し進めるおつもりですか。本当に住民にとって、固定資産税の超過税率負担増をしてまでも駅前に文化センターの建設が必要なのでしょうか。また、そのことが本当に平群町の将来の活性化につながっていくのでしょうか。将来にわたって負担増が継続され、財政状況の悪い、住民負担の大きな町というイメージが若い世代の定住化の抑制、転入の妨げの原因になっていくように思えてなりません。

2点目は、平群駅西土地区画整理事業の組合設立当初の考えに戻って、駅前に民間分譲型マンションの誘致を再考するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

平成16年6月議会で、私は、現状の用途では土地の金額から試算すると、デベロッパーによる分譲マンション誘致は採算が合わず、参入していただけないと指摘し、用途規制の緩和を指摘しました。しかし、現状は、県からの指導にもより、高さ制限も当初計画の31メートルから20メートルへと厳しくなっている条件の中、分譲型マンション誘致がより困難な状況になっているようですが、マンション誘致のこれまでの経緯及び現在の状況を御説明いただきたい。

保留地6,000平米が予定の価格、坪約35万円で売却処分できず、区画整理組合に損失が出た場合、町は区画整理事業の終了と組合解散のため、保留地処分について、限度額5億円の債務保証の責任を持って、損失補填をしなければなりません。しかし、なぜ文化センター建設のため、保留地の6,000平米でなく1万平米もの土地を10億円もかけ、購入する必要があるのでしょうか。

平群駅西土地区画整理事業の成功と、にぎわいのある、活力あるまちづくりを目指すためには、やはり、トータル的に若い世代の定住促進誘導が必要であり、そのためにも駅前のマンション誘致を進めることが必要であると思います。保留地6,000平米については、町が一旦坪約35万円で購入し、分譲型マンション建設を条件にインターネット公売により売却する方法はどうか。入札すれば恐らく土地売却による損失が出てくる可能性は大きいと思いま

す。仮に坪10万円安値の坪25万円で落札されれば、約2,000坪で2億円、約3,000坪で3億円の損失になります。しかし、文化センター建設となれば、町単独費2億円、起債18億円の合計20億円の町負担資金が必要になり、その後は将来にわたって何の税収入も見込めない状況になってしまいます。これまで、平群町として、まちづくりの観点からマンション建設に向け、デベロッパー等からの条件ほか現在の問題について、聞き取り等、調査をされたのでしょうか。また、マンション誘致に向けた用途制限の緩和等、高さ制限の緩和については、平群町として県に積極的に働きかけられたのでしょうか。

現在の社会情勢の中、デベロッパーの参入については、確かに厳しい部分もあると思いますが、デベロッパーとともに、いろいろな媒体を使い、子育て支援等の充実も含め、アピールしていくことを進めれば参入企業もあるのではないかと思います。仮に120戸の世帯の転入がふえれば、土地売却による損失分についても、住民税や固定資産税の税収として10年で約2億円の増税収入も期待できます。平群駅西土地区画整理事業の成功と将来を見据えたまちづくりのためにも保留地部分への町誘導型マンション誘致を再考し、積極的に進めるべきだと思いますが、町の考えをお聞きします。

以上、大きく2点について、明確な御答弁をお願いいたします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、1項目め、旧西小学校跡地の利活用に関する御質問の1点目、土地の権利問題に関して、昨年6月の全協時の説明とも若干重複するとは思いますが、平成26年9月議会での本会議で答弁させていただいた後の状況についてお答えさせていただきます。

その時点では、所有権移転が未登記の土地については合計3筆ありました。内訳としましては、7カ大字の共有名義の土地が1筆、町が借地している個人名義の土地が1筆、それから6人の共有名義の土地が1筆でございました。その後、7カ大字の共有名義につきましては法務局との協議の中で登記が完了、既にしており、また、町が借地しておりました個人名義の物件につきましては、地権者の協力もあり、買収が完了しております。残り1筆の6人共有名義の土地が未登記となっております。

そういった中での現在の進捗状況としましては、この残る未登記の6人の共有地についてですけれども、氏名のみで住所の記載がない表示登記で、いわゆる保存登記がなされていない所有者不明の土地に当たります。司法書士に依頼して、できる限りの手がかりとなり得る全ての調査文献を含めて、相続人の追跡

調査を行った結果、1人を除いて残り5人につきましては相続人の特定には至りませんでした。その後、町顧問弁護士に相談したところ、国土交通省の河川改修事業で同様の事例で解決に導いた事案があるとの報告を受けましたので、国土交通省より資料も取り寄せ、数回にわたって弁護士とも協議をしてまいりました。最終的に弁護士が裁判所や法務局と協議する中で、この事例を参考に事務手続を進めるめどが立ってきたことから、今年度予算で弁護士に依頼し、繰り越し措置を行っている状況にあります。今後につきましては、その進捗状況に合わせて、判明している相続人と寄附あるいは用地買収に向けた交渉に入る予定であります。

2点目につきましては、後ほど政策推進課のほうでお答えさせていただきます。

続いて、3点目の旧西小学校施設の利用状況と管理経費及びその経費の状況についてお答えさせていただきます。

校舎につきましては閉鎖、体育館及びグラウンドにつきましては、利用計画が決定されるまで従前の学校開放によるクラブ利用と同様に、体育クラブに利用してもらっていただいています。また、本年1月より、体育館内の会議室を子育て支援センターが行う不登校児童の学習支援の場として活用しております。

維持管理につきましては、施設利用があることから、浄化槽清掃管理、消防設備点検を実施し、また、安全上の問題からセコムに警備委託を継続して依頼しております。その他、管理につきましては、職員が巡回点検し、雑草作業等必要に応じて行っております。26年度の維持管理費用の状況につきましては、浄化槽維持管理で20万2,000円、浄化槽の検査で9,000円、消防用設備点検費として16万2,000円、警備保障で、セコムですけれども、13万円、電話料金で7万5,000円というふうな執行状況となっております。

続く4点目で、公民館としての利活用についての御質問でございます。御承知のとおり、中央公民館は竣工後43年が経過し、耐震面での不安や施設全般の老朽化が著しく、建物の構造上バリアフリーやエレベーターの設置もなく、利用者の方々には大変御不便をおかけしております。こうした中、公民館においても、よく利用者の方から「いつになったら新しい文化センターができるのか」というふうなことを聞かれることがあります。その一方で、利用者の中には、議員お述べのように「わざわざこの財政難の折に文化センターなど建てずに、旧西小学校跡地を利活用すれば余計な経費を使わずに済むのでは」といった意見も聞くことはあります。一面的には、旧西小学校跡地の利用というのは、中央公民館からそれほど遠くは位置的にはなく、また貸館にできる部屋も

多数ありますので、一つの案として成り立つかもしれませんが、現実的に利用するとなると、多くの利用者が望んでおりますエレベーターやバリアフリーの問題、また空調整備やトイレの改修、浄化処理の設置等々、非常に大規模な改修が必要となってきます。

現在の町の方針は、平群駅前への図書館を含む新文化センターを建設し、これを文化施策の中核拠点に位置づけていくっていう方針でございますので、これらを勘案しましても、旧西小学校の中央公民館としての利活用は困難と考えております。

以上です。

○議長

政策推進課参事。

○政策推進課参事

それでは、山田議員からいただいております質問の2点目、新たな利活用の進捗状況についてお答えいたします。

新たな利活用等の進捗状況についてであります。平成27年6月の全員協議会においてお示しした利活用案、そこでは、リサイクル館の移設やNPO法人への賃貸による施設利用について御説明したところでございます。現状としましては、そうしたプランがある一方で、(仮称)文化センター・図書館建設構想も並行して検討しており、その整備方針は何度も説明させていただいたとおり、中央公民館、人権交流センターの機能集約と狭隘なあすのす平群との複合化を図るものでございます。そのような状況の中で、現に人権交流センターでの行政利用の一部を西小で代がえすることの検討もあり、具体的な利活用計画が検討して切れていないのが実情であります。あわせて、廃校になった学校を活用して事業展開を企画している民間事業者からの問い合わせも、この間ございました。

当初、西小の利活用計画につきましては、底地整理に相当の時間を要することが想定され、町が事業主体としての公共施設の転用策を検討してきたところですが、1点目の項目にもありますように、土地整理の見込みが立ったことにより、このような民間事業者の参入も視野に入れてみるのも利活用の選択肢の一つと考えるところでございます。いずれにしましても、この地域が持つ歴史・文化・環境・産業といった地域の魅力を活用した施設となるよう利活用を図ることが大きな目的であります。その上で町の考え方に賛同をいただき、その事業展開が町にとって有益となるような民間事業者の参画も否定することなく、広い視野で今後の利活用を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

山田君。

○8 番

何点か再質問をさせていただきます。

まず、1点目は、土地の整理について、確認のためにお聞きしたんですけど、あと6人の共有名義のところがあって、1人が判明して、今後交渉していくというお話、それ以外は整理がついたと。26年の3月議会では整理には相当な困難が予想されるというような、もうできないような答弁でした。私は、プロジェクトチームをつくってやるべきだという意見も言ったんですが、ここに来てその気になっていただいたということで、28年度中に整理ができるであろうということで、やればできるんだということの証明だったと思って、本当にいろいろ御苦労さまでしたということで、このことについてはこれで結構です。

それから、順番に行きますと、利用計画の進捗状況についてなんですが、人権交流センターでの行政利用の一部を西小でと。行政利用の一部、倉庫でしょ。これが大きくおっしゃってた西小学校地域が持つ歴史・文化・環境・産業の地域の魅力を活用した施設なのかなというのは疑問なんですけど、それはいいとしまして、民間企業の問い合わせもあったという言葉もあったんですが、なかなか、今ここで話しにくい部分もあるんですが、できる範囲でどんな業者が問い合わせがあったのかを御説明いただきたい。

それから、今後の利活用を検討していると、ここに来て、まだそういうお話というのは、文化センター構想というのが急に具体的に浮上してきたんで、西小のもともと全協で説明された計画というのが白紙になったのではないんですか。私にはそう思えるんですけど。今、再検討していくということであれば、リサイクル館や大空の家が使うような具体的なプランも示されていたんですが、そのことがどうなったのか、そのことを説明されたのか、その責任はどうなってるのか、どうお考えかお聞きをします。大空の家ではもう手狭で、すぐにでも次の大きな施設が必要だということ、町のほうもよく把握されてると思うんですよね。その中でお示しされたんですよ、一旦ね。今後どうするのかということ、その説明はどうなっているのかお聞きします。

それと、486万円の跡地の利用策定業務、これ、どうなっているんでしょうか。今のお話では完結していないと思うんですが、そのことはどうなっているんでしょうか。お聞きします。

それから3点目、校舎、体育館、グラウンドの利用状況、管理状況なんですけども、いろいろと説明をいただいて、校舎は閉鎖しているということなんですけど、光熱費、電気代についても予算委員会でも資料をいただきましたが、電

気料金は、西小学校は24万円とほかの小学校に比べて圧倒的に少ないので、デマンド等も含めて閉鎖ということでの契約になっていると。それはそれでいいと思うんですが、今度この何か「恋まち・育まち・へぐりっち」が3月20日に小学校でイベントとしてやられるということを知っています。大変いいことだなと思うんですが、ふと疑問になるのが、何か料理もやられるみたいなんですけど、これ、水道とトイレ、人が集まるのであればトイレ、校舎も含めてですね、電気、その辺については、今の状態では使えないんじゃないのかなと思うんですが、企画されてる課でどうするかというのはもともと通告してないんですが、教育委員会として申し合わせ等がありましたら、その辺についてわかる範囲で、教育委員会として何も対応しないのであればそれで結構ですんで、その点についてお聞きをします。

それと4点目、公民館としての利用なんですけど、一つの案としては成り立つけども、現在、町は駅前への文化センターの計画をしているので非常に困難であるという御答弁をいただいたんですが、本当に公民館、町の方針とは別にして、駅前である必要があるんでしょうか。私はそのことに疑問を感じるんですが、そういう意味でも西小学校で利用することも検討するべきだと思うんですが、そのことについてお答えをいただきたい。

○議長

政策推進課参事。

○政策推進課参事

それでは、山田議員からいただきました大きな質問の二つ目の再答弁、させていただきます。

まず一つ、事業展開を企画している民間事業者からの問い合わせがあるけれども、どのようなものかというような質問でございます。この業者の概要については、廃校になりました学校を活用して事業展開を企画している企業でございます。まだ事務レベルでそのお話をお聞きしてる段階でございます。内容についても具体化しておらず、まだまだお話しできる段階ではないので、御理解賜りたいと思います。ただ、その話の内容によっては今後の利活用の検討のテーブルにのせることもあり得るということで御理解をお願いいたします。

二つ目の質問ですけれども、当初、町のほうから示しておりますプラン、プランAとかBとかいうのがあったんですけども、リサイクル館、NPO法人への賃貸の話がございました。その後どうなっているのか、事業者との話し合いはどうなっているのか、説明責任は果たしのかというような質問でございます。

大空の家とは平成27年5月と11月に打ち合わせを行いまして、改めて西小学校を利用することについての要望を聞いております。11月の時点では、

その時点では現状といたしまして、利活用に当たっての大きな課題となっている用地整理、個人の共有地の問題ですけれども、その用地整理の見込みが立っていないこと、そういうことなんで、大空の家さんが希望しておられる平成28年4月の利用はできないこと、利活用に当たって多額の改修費用がかかることを説明し、その時点で、その話は一定の御理解をいただいております。ただ、大空の家さんとしては、現に事業を展開しておられる場所以外で、利用希望者の増加ということもあって、西小学校で新たに事業展開したいんだと、そういう話は再三聞いているところでございます。

シルバー人材センターについても、平成27年の5月に町のほうで話し合いの場を持たせていただきました。その時点では、シルバーの意向確認とリサイクル館の位置づけは西小であるということで説明をさせていただいたところでございます。

ただ、その後、28年度予算にも計上しておりますけれども、町単独費を投じて対応しなければならないというような行政課題も浮上してきましたし、そういうことも含めて文化センター整備、西小整備を並行して進めることは財政的にも非常に困難であることは、この二つの団体に早期に説明する責任はあると感じておるところでございます。

それと、三つ目の質問、現在進めている基本計画の策定業務はどうなっているんだという、そういうような御質問でございます。この策定業務については、平群西小学校跡地利活用の検討業務ということで、平成26年6月に契約して、繰越明許という措置をとって、平成27年度も事務作業を進めておるところでございます。内容については、西小学校の現況整理であるとか、こういった機能が導入できるんか、また用途変更に伴う関連法制度の整理、検討ということで進めてまいります。ただ、こういった業務進めているんですけども、文化センター計画とか新たな行政課題の浮上ということでトータル的に考えれば、現状では利活用計画案としての検討がし切れてない、これが現状でございます。結論的には27年度内に利活用計画案の策定が困難であるということで、減額の変更契約の上、一つの間接報告としての取りまとめとして成果品としたいと、そのように考えております。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

まず、旧西小学校跡地での管理状況について、先ほど申しあげましたように、体育館については使っております。校舎については閉鎖ということで、校舎の状況につきましては、基本的にはもう水は使えませんし、トイレも使えません、

校舎の中の。電気につきましては、セコムの関係とかありますので、若干使える状況にはなってますけども、容量的には非常に小さいというふうな状況を「恋まち・育まち・へぐりっち」を主管します福祉課のほうには申し伝えておりますんで、その中で利用されるというふうに思います。

それから、必ずしも文化センターが駅前である必要があるのかという御質問ですけども、これにつきましては、先ほども申し上げましたようなこととあわせて、やはり、何度となく申し上げてると思いますけども、利用者の利便性を考えたり、駅周事業の全体的な成功に導く、そういった意味、それから、やはり、公共施設の集中により量から質へということで、未来に向けた公共施設の整備ということで、意味があるんじゃないかなというふうに思います。

○議 長

山田君。

○8 番

ありがとうございます。

利用計画の進捗状況について、今言えないけども、廃校を利用した業者が問い合わせが来ている。これは、賃貸なのか、買ってくれるのかわかりませんが、今の時点でも。いずれにしても土地の整理もできてきたということも一つの理由だったというふうに思います。

それはそれでいい方向なんですけども、一方では、今後、説明責任として大空の家、シルバーのほうにも説明していくという話ですが、それを提示されたんですからね。やっぱり、責任はあると思いますよ。提示した以上、1億円もかかるという事業の中でそれをやり通すのかというのは、またいろんな問題も出てくる、負担がどっちにするんだという話も出てくるんですけども、町は有効な利活用ということで、その案を提示されたんですから、それを断行するというよりも、その代替案についてもね、しっかりと責任を持ってね、進めていかなければならないと思うんですよ。何かいろいろ行き当たりばったりのように感じます。

南保育園の跡地利用や、私にすれば、定義の違いかもわかりませんが、北部支所や、あと、ずうっと言われてるアクションプラン、南小学校の廃校、そういうことも含めてね、学校や避難所も含めてね、トータルでどうするんだということをしつかりと考える時期だと思いますよ。文化センターにしてもそうです。もともとの要望もあって、やっていかなければならないということは理解しますが、急に進み出した。トータル的に考えて慎重に進めるべきだと思います。このことは指摘しておきます。

それから、3点目、トイレ、水道は使えない状況だということですが、いろ

んなイベントとして、今利用されることは大いに結構だと思うんで、今後ともそういう企画等も進めていただければと思います。

最後に、公民館としての利用なんですが、必ずしも、私は駅前に必要なんだろうかというのは、その立地条件という意味で聞いたんですが、いろいろ町の方針が今、文化センターで進んでおりますんで、答弁としてもそうなると思います。また、公民館、文化センターについては2点目でもお聞きしますんで、1点目のこのことについてはこれで結構です。

○議 長

続きますして、2点目の答弁に入ります。政策推進課参事。

○政策推進課参事

続きますして、山田議員から御質問をいただいております（仮称）文化センターの建設について、お答え申し上げます。内容的に6点質問をいただいております。政策推進課のほうから1点目と3点目、6点目について御答弁させていただきます。

まず、1点目の（仮称）文化センター・図書館建設の取り組みについてでございますが、この取り組みについては、平成26年10月から（仮称）文化センター・図書館建設検討プロジェクトチーム会議、いわゆるPT会議を設置いたしまして、建設に向けまして、補助・起債メニューの研究、工程表案の検討、文化ホールの規模、事業費、財源見通しについて協議を行ってまいりました。その会議の中で、一定の、構想の段階ではありますけれども、建設に向けた整備方針、整備手法など、町の基本的な考え方を整理しまして、概算事業費と、今後の財政見通しもあわせて、昨年10月29日の全員協議会で説明させていただいた、そういうところでございます。

議員御指摘の財政見通しでは、平成28年度当初予算におきまして、土地売り払いも含めて、実質約2億6,000万円の未確定財源の計上や、28年度において、町単独費を投じて緊急に対応しなければならない行政課題があるなど、まだまだ厳しい見込みの財政状況でございます。しかしながら、住民サービスの拠点であり、高齢者から子どもまで多くの皆様の交流拠点となる施設整備の優先順位は非常に高いと考えております。

あわせまして、駅周辺整備事業も終盤を迎えておりまして、町の中心市街地である平群駅前を町民の皆様の交流とにぎわいの拠点と位置づけ、長年の課題であります老朽化した中央公民館、人権交流センターと手狭なあすのす平群にかわる施設として、（仮称）文化センター・図書館の建設に向けて取り組むものでございます。

3点目でございます。この1万平米の用地の購入について、インターネット

等の活用をとというような御質問もございました。そこで、この件については、昨日も答弁させていただいたとおりでございますが、町内公共施設の老朽化の現状を見たときに、現時点で全て満足できる施設の建設というのは非常に困難であることから、まずは、中央公民館のように耐震改修ができていない施設から優先的に整備して、一定の時間をかけまして、役場庁舎の移転も含め駅前用地に集約していくことを念頭に置いて全体計画を考えていくと、そのようにお答えさせていただいております。

敷地面積につきましては、このことを踏まえまして、文化センター・図書館の建設に向けたPT会議の中で1万平米で議論してきた経過もございまして、今後その考え方で進めてまいりたいと考えております。

次に、6点目の町誘導型マンション誘致を再考し、積極的に進めるべきではとの質問でございます。この点につきましては、1点目で御答弁させていただきましたとおり、1万平米の保留地については、現在、文化センター建設に向けた取り組みを進めるものでございまして、この文化センターを地域の知の拠点として、また、文化施策の中心拠点として整備する方針でございまして、マンション建設誘致は今のところ考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

それでは、山田議員の2点目、4点目、5点目、マンションの誘致の経緯あるいは取り組み状況、調査状況と高さ制限の緩和、以上3点につきまして、私のほうから御答弁をさせていただきます。

まず、マンション誘致のこれまでの経過ということでございます。区画整理事業は、平成18年12月に事業認可をいただき、事業がスタートいたしました。マンション建設に係ります協議等々につきましては、事業認可を受けた18年までに一定の協議を行い、見解を導き出してきたというふうに理解をしております。

その見解と申しますのは、当時、バブルが崩壊し、不況という社会情勢の中で区画整理事業として、換地が定まっていない、または公共施設やライフラインが未整備であり、町全体が見えないという状況の中で、まず企業として先行し、名乗りを上げ、先行投資をすることはできないというのが実情でありました。以上のことから、事業といたしましては、道路や公園等々公共施設を配置するため、個人の換地や家屋の除却を進め、事業の推進が図られてきたところです。

認可後の取り組みといたしましては、平成22年にシニアマンション立地誘導の可能性について検証を行っております。まず、検証1といたしましては、シニアマンション事業化のポイントの検証、2番目には市場背景、ポテンシャルやシニアのボリュームの検証、3番目には需要発生量、4番目には需要想定量とそれぞれ検証を行っております。その結果、平群町でのシニアマンションの可能性としては需要数が10戸程度、それ以上高い需要数は想定しがたいとの検証結果が出されております。

また、平成24年には大手のハウスメーカーの協力をいただき、鉄筋コンクリートづくり、地上3階建て、店舗5戸、2階以降住居24戸、総事業費4億8,000万円の事業計画、資金計画を作成をいただきました。駅前の4軒の地権者にお集まりいただき、協議をさせていただきました。会議には町長が参加をいたしました。事業計画から資金計画、返済計画に至りますまで約1年を費やし、協議を重ねてまいりましたが、地権者の意向に折り合いがつかず、断念をいたしました。その際、参加していただきました大手のハウスメーカー2社に協力をいただきまして、マンション誘致の市場聞き取りを庁舎で行ってまいりました。その意見といたしましては、マンションより戸建てという意向確認をさせていただいたところでございます。

続きまして、平成26年には、公共施設活性化に関する行動計画策定業務を発注しております。その中でマンション誘致に向けた市場調査や土地利用に向け、民間事業者とのヒアリングを行っております。結果、要旨ではございますけれども、全体的に消極的な意見が出されております。特にB社においては、近鉄奈良線の支線沿線ではマンション供給実績がなく、平群町は大手デベロッパーが進出しづらいエリアと認識している。C社におきましては、平群町の分譲マンションの市場はボリュームとして大きくないと。マンション供給が可能な事業者を見つけるのは厳しいとの結果をいただいております。

これまでの取り組み、調査から、デベロッパーとしては平群西地区に新規の大規模な賃貸もしくは分譲マンションの誘致というのは、都市へのアクセスや採算性の観点から厳しい状況であるとの結果を得るところでございます。

3点目の高さ制限緩和の働きかけでございます。高さ制限の緩和におきましては、平成18年の用途地域を含めた都市計画決定協議の際、31メートル高度での協議を行ってまいりましたが、具体的に業者の名乗りが見込めていない、計画が明らかになっていない状況下におきましては、近隣商業地域における高さ制限緩和の31メートル選択メニューの協議が調いませんでした。

以上、3点、御答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長

山田君。

○ 8 番

それでは、順次再質問させていただきます。

現時点で、もう文化センター建設に向けた計画を推し進めるおつもりですかという質問、1点目なんですけど、きのうの答弁の中で、町長は29年、30年度はかなり厳しいが、規模、時期について慎重に検討していきたいという御答弁だったこともあったんですが、昨年の12月議会の固定資産税の超過税率の引き下げのときの町長の答弁でね、それが可決される、固定資産税の引き下げが可決されると、答弁なんですけど、「3年間で超過税率がゼロになるわけではございます。1億円近い財源がなくなるということになりますれば、事実上、文化センター・図書館の建設は不可能になると私は思っております。無理に建設をすると、後の人の負担を考えますとですね、これはやってはいけない。そんな無責任なことを私としてはできないということになるろうかと思えます」。無責任だとおっしゃっているんです。その分、後世の人に大きな負担がかかっているということでございますんで、事実上、固定資産税の超過税率を取りやめると文化センターはできないということをおっしゃっているんです。

で、焼却灰の処分で5億円というもともと計上されていない、シミュレーションにも入っていない分が今回出てきた。それでもう、この答弁とは変わってくるんじゃないんですか。できないと町長はおっしゃったんですけどね。それをどうしてこのいろんな手法、国との協力も得ながら新しい手法ができたっていうのであればわかりますけど、12月議会からまだ3カ月しかたっていないんですよ。12月議会におっしゃったことと、今、きのう答弁されたことはちょっと違うんじゃないかというふうに思うんですけど。それが1点目です。

それから、マンション誘致のこれまでの経緯及び現在の状況なんですけども、もともとは、都市へのアクセスや採算性の観点から厳しい状況だということも業者は思っていると思いますよ。そうだと思います。私が16年に質問したときも、今の状況では無理ですよということを、採算がとれない、デベロッパーが入ってきても赤字になるんですよ、売れたとしても。そういう意味では無理だと思う。ということも言いました。そらそうでしょう。2番目はこれで結構です。

3点目なんですけど、なぜ6,000平米でなく1万平米で10億円なのかということなんですけど、1万平米必要だからという答弁だったんですが、これから基本計画を策定するというのに不思議な話だなと、どの時点で1万平米になったのかなというふうに思うんですが、その辺のことをもう一度説明願います。

4点目は、デベロッパーの現在の条件、ちょっといろいろ説明をいただいて、18年当時は町全体が見えない中で企業として先行投資できない、入ってこれないという話も聞いてました。今説明をいただいたのが、ちょっといろいろもう一つわかりにくかったんですが、どんな条件であっても参入しないという結論になったということなのかどうか、その辺がちょっと今はわかりにくかったんで、その辺のことをお願いをいたします。

5点目ですけど、高さ制限については、当時は具体的に建設が見込めない中で協議が整わないということで聞いてたと思うんですが、県は、具体的な話があれば高さ制限等の緩和とかの協議についても協議をするということで当時のそういう話であったのではなかったのかなと、私はそういう記憶なんですけど、その辺を確認をいたします。

以上、再質問、お願いします。

○議長

町長。

○町長

文化センター構想の予定といいますか、そういうことでございますけども、文化センター・図書館につきましてはですね、これはまあ、20年来の平群町の課題でございます。私も平成22年の住民説明会の資料あたりから課題の整理を行いまして、小学校の再編の問題、幼保一体化の問題、そして、文化センター・図書館の課題というようなことで、ずっと住民説明会の中で優先順位を決めて、住民の皆さんに一定提示してきたところでございます。

20年近く前にもそういう文化センター・図書館の会議が開かれたと、一定の答申も出されたというふうに思っております。現に中央公民館があのような状態でございます。人権交流センターにつきましてもあのような状況でございます。図書館につきましても狭隘な状況でございます。やはり、公共施設というものは、やっぱり効率的に、また将来を見据えた整備が必要、求められてるということでございます。やはり、それぞればらばらにあるのではなしに、それを統合して、一つの複合施設として立地するということが求められていると思っております。

ほんで、私のほうといたしましては、駅前に持ってくるのが一番町の活性化に資するものであるというふうに申し上げてまいったところでございますが、実際、公共施設の活性化に関する行動計画を策定する中でコンサルのほうからもいろいろ住民のアンケート調査等を行っていただきまして、結論をいただいておりますが、こういうふうなコメントがございます。

にぎわい創出の観点から平群駅前への集約であれば、事業中の区画整理事業

との相乗効果でにぎわいの核づくりができると考えられる。また、施設の一角に民間事業者のにぎわい機能の導入の可能性があるなど民間との連携も可能になってくると、生まれてくるとこういうふうに書かれております。そして、同時に施設集約の観点からは、既存の公民館利用者を中心に、利便性の高い駅周辺へのコミュニティー施設の集約が住民アンケート等によって支持されていると、こうコメントしていただいています。また、利用度の拡大等の観点からは、多数の町民が訪れる駅周辺への集約は、従来の図書館やホール利用者にとどまらない層の利用を誘発することが期待できると。このようにコミュニティー機能を集約する場所として平群駅前に施設集約を行うことが望ましいと評価されたところとなっております。

住民の皆様が平群駅前にあればよいなという機能につきましてアンケートを行っておりますが、トップが町役場、そして続いて、利便性の向上から駐車場となっております。3点目が図書館、町民ホール、あるいはまたイベント広場と、そういったものが町民の皆さんの希望されている状況でございます。また、第5次総合計画のときのアンケートによりまして、必要だと思う公共施設のトップが図書館、公民館、文化ホール、あるいはまたコミュニティー施設と、こういうことになっておりまして、これはもう本当に最重要課題として取り組まなければならない、大きな平群町の将来のまちづくりに対する責務であると考えております。

また、固定資産税のことを述べられておりましたけども、これまで町民の皆様には0.18%の超過税率をお願いしてまいりました。過去7年間で約7億円の財源をいただいております。現在3億余りのお金が平群町に余剰金として積み立てできておりますのは、これは町民の皆さんの御協力のおかげと本当に感謝申し上げなければならないと思っております。もし、この7億円がなければ恐らく、引き算すれば簡単なことで、3億円以上の赤字がいまだに続いているということでございます。また、今まで行ってきましたまちづくりがほとんどできてない状況になっているということになるかと思えます。今後、文化センター建設のためだけではございません。超過税率をいましばらくお願いしたいと申し上げておりますのは、さまざまな行政サービスが、これから少子・高齢化の中でどんどんふえてまいります。安定した町政運営を行うためには文化センター建設もそうですけども、この超過税率はどうしても必要な財源でございます。

議員が述べられておられます住民負担の大きい町というような御指摘でございますが、私も何度も町民説明会の冊子で平群町の超過税率が他町と比べて決して高くないと。生駒市の都市計画税、0.3%取っておられます。三郷町も

0.2%取っておられます。平群町は、都市計画税は凍結しておりまして、固定資産税の形で0.18%徴収させていただいております。税率だけ見ていただいて、平群町は生駒市、三郷町よりも低い水準でございます。もちろん市街化調整区域の方には負担となっておるところでございますが、まあそういうこととでございます。さらに、宅地に関しましては、同じ税率であれば都市計画税の半分になります、固定資産税は。したがいまして、そういう観点からしてね、平群町は住民負担の大きい町というのはぜひ訂正していただきたいなと思っておるところでございます。

そのような観点から、文化センターを建設していかなければならないわけとございますが、御指摘のとおり、埋設焼却灰の処分を平成28年度に一遍にやってしまう必要がございます。そういうこともございまして、文化センターの建設につきまして、29年、30年と申しましたが、その状況は非常に厳しくなっているということは事実でございます。そこら辺は今後、さまざまな交付金、補助金、あるいはまたさまざまな知恵と工夫によりまして、できるだけ早い時期に建設ができるようにしてまいりたい、そのように思っております。

1万平米の問題につきましては、アンケートにもありますように、やはり、集中的に公共施設を1カ所にまとめるということは、非常に効率的にもよいこととありますし、町民の利便性の向上にもつながることである。そしてまた、大きなにぎわいにつながる。そのことによって民間企業、民間商店なども張りついてくるのではないかと考えております。

そういうようなことで、今後、平群町の最重要課題として建設に向けて邁進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

それでは、再質問にお答えいたします。

どのような条件なのかということでございますけども、先ほどから質問をいただいております高さ制限の緩和の問題もでございます。あるいは用地単価の問題もあるでしょうし、さらには需要と供給のバランスや採算性、さまざまな条件がございます。そういう条件の中で現時点では、平群町のような新規の大規模な賃貸もしくは分譲マンション誘致は大変厳しいというのがこれまでの整理でございますので、よろしく願いいたします。

「高さ」の声あり

○議 長

どちらが答弁しますか。都市建設課長。

○都市建設課長

そしたら、5点目ですね。高さ制限の、具体のその計画が上がっても県は協議に応じてくれないのかと、そういった再質問であったかというふうに思います。今の駅前の駅西の規制なんですけども、近隣商業地域ですね、用途地域は、建ぺい率と容積率が80の300というそういった規制になっております。先ほど参事のほうから答弁しておりますけども、高さにつきましては20メートルでございます。これは県の、要するに高度地区ガイドラインの中の標準メニューで20メートルを採用しているということでありまして、それ以外に選択メニューとして25メートルあるいは31メートルの高度の選択も可能である。これは必要に応じて可能であるということでございます。

ただ、そういったことを協議しようとするれば、当然のことながら具体の事業計画の担保性、あるいは必要性という、そういったことが問われるということになってきます。都市計画というのはまちづくりでございますので、いたずらに緩和するということは土地利用のバランスが崩れるという、そういったところもございますので、当然のことながらその地域を見据えた規制と誘導、あるいはその地区計画で土地利用をコントロールすると、そんなことが必要になってこようというふうに思います。結論から言いますと、土地利用の熟度が高まった段階では随時協議をしていただくという、こういう認識でございます。

○議 長

山田君。

○8 番

お昼になってしまいました。町長、いろんな思いもあってお話をさせていただきました。もう少し私も時間いただきたいんですけど、本来私がお聞きしたのは、12月議会と今度の一般質問の答弁では整合性がとれないですよと、それだけだったんですよ。いろんなことも町長、答弁いただきました。文化センターの必要性については私も認識をしておりますよ。何が何でもだめだと言っているわけじゃないんです。いろんな手法について考えるべきではないですかということを行っているんです。

固定資産税については、訂正していただきたい。私は都市計画税のことも十分わかった上でお話ししている。イメージですよ。若い人のイメージ。私が言ってるんじゃない。イメージがそうになってしまいますよということなんで、考えていくべきですよということをおっしゃっているんです。そういうイメージの町にな

る。イメージづくりでしょ。子育てにやさしい町、支援してくれる町、このイメージをつくっていくわけじゃないですか。これが若い人たちの中でそういうことが勝手に進んでいくわけですよ。そのことをお話ししたんで、私が訂正することではないということで申し上げておきます。

今、高さ制限や企業との協議のお話がありました。最後のそれをお聞きした上で、もともとの提案の誘導型マンションのお話なんですけどね、デベロッパーの試算ということで以前にいろいろお話をしたときに資料もいただいてたんで、私なりに試算してみましたよ、今の時勢に合わせて。平成16年当時からは建築工事費もかなり上がってきています。それも踏まえて。例えば、9,500平米でいいでしょう。9,500平米として考えたときにね、この辺ではマンション分譲がファミリータイプでもう2,300万円が限度であろうと。安ければ安いほど売れるけども、現に、JR法隆寺の駅前のほうでは3,000万円でも売れているそうです。市内まで一本ですからね。ところが、当時、10年ぐらい前、西田原本線の佐味田の駅では、たしか二千二、三百万円の分譲価格だったと思います。平群町でも2,200万円から300万円だと聞いていますよ。

でね、今の高さ制限20%で、容積率300%では頭打ってしまって、9,500平米では2,300万円の売りで300戸、私、プランも簡単で、大体でこれぐらいの配列かなということで考えて、容積率からいうと280%しか使えなくて、高さ制限が20メートルであれば304戸できて、完売しても4億2,700万円の損になる、今の土地の値段では。来ますか、業者が。損をしに。これが坪、仮に土地が25万であれば、同じ300戸でも4,000万円の損になる。数字上では、31メートルにして、400%にすると、7万5,000円では、坪25万円では2.7%の利益、全部売れたとしてですけど、2億7,000万円の黒字になるんですよ。これでやっとな企業は考えようかという話でしょう。今の状態では考えるはずがない。

税収の話もしましたが、少し試算をしていただいて、その3分の1の3,000平米ではね、マンションが百二、三十戸建つんですよ、31メートルにすれば。そうすると、先ほど言いましたように、仮ですけど、年収500万円の若い世代、家族3人で入っていただくと、市民税、固定資産税が合わせて約2億円。10年で2億円の税増収になるんです。3,000平米では1,000坪として10万円損して、1億円損して、10年で2億円入ってくるんです。あくまで試算なんで、そんなにうまくいかないかどうかはわからない。でも、税増収が望めるんですよ。

そんなことを行政が主体となって、企業にこの条件に近づいてこいって言う

んではなくって、企業のほうの条件に行政が合わせていく。損しても、例えば、保留地を35万円で買って、先ほど言ったように1億円損しても、いずれにしても債務保証してるんですから、その分税収で入ってくるということ、これがまちづくりだと思うんですが、そのことについては、簡単にいきませんよ、相手があることですから。そういう条件も含めて、企業といろいろと話をしていくことが必要だと思うんですが、そのことについてはどうお考えでしょうか。

○議長

町長。

○町長

一つのお考えとしてお伺いしておきますけども、私もですね、山田議員と同じように一級建築士でございまして、たくさんの設計事務所、あるいはゼネコンとお付き合いがございます。その中で平成24年には、地域の皆さんとの協議で、何とか町を、にぎわいをつくりたいということで1年間ほど頑張りましたけども、うまくいくことができませんでした。

その前年ぐらいだったと思いますが、マンションをほとんど専門としておる準大手の設計事務所に伺いまして、そこの副社長、専務とお話ししまして、駅の資料を持っていきまして、いろいろとマンション誘致のお話もさせていただきました。しかしながら、当然高さ制限も全部緩和しての話でございまして、一言で言えば、ほとんど可能性がないというようなことでもございました。

分譲マンション、あるいは、分譲マンションは平群町に向いてないということでございますので、戸建て住宅にしてもそうでございますけども、もし分譲マンションが必要ということでなれば、一つは、この平群の駅前、今現在考えている想定している場所ではなくて、そこはやっぱり私は文化センター・図書館、あるいはまた本庁舎を持ってくるべきだと思っております。しかしながら、議員のお考えも尊重しながら、分譲マンションを何とか誘致するというのであれば、公民館の跡地につきまして、そういった方向で考えていきたいなど。既に私の構想の中にはそのことはありますけども、議員がおっしゃってることに合わせまして、そういうこともより積極的に進めてまいりたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしく御理解のほどお願い申し上げる次第でございます。

○議長

山田君。

○8番

まあまあ、最後にしますけど、町長お話しいただいたんで。公民館の跡地に分譲マンション、ニーズが違うんですよ。そんなことで、それこそ企業が参入

してくれるんか。私は不思議でならない。町長が大手のデベロッパーに参入、いろんな話を聞かれて、もうそれでだめだという判断。そうじゃなしに、もっといろんな八方手を尽くすということも必要ではないですか。

どうしても文化センターに固執するんであればね、別に文化センターが絶対だめだと言っているわけじゃないんです。上がマンションで下が文化センターという構想もあるでしょうが。いろいろ地方では、今、国交省も公的不動産の有効活用等による官民連携事業というのも推進されてるんでしょう。ありだと思いますよ。いろんな手法を使えば。下が文化センター、その箱物部分を町が引き取る、上のマンションはそちらのほうでやってくれと。それこそ、税収も見込める将来のまちづくりだと思いますよ。複合施設も含めて、それこそ民間活力誘導による将来を見据えたまちづくりが、今考えるべきだと思います。

ということをお話しをさせていただいて、私の一般質問、終わります。

○議長

それでは、山田君の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 0 時 1 1 分)